

令和元年度

# 高知県労働委員会活動記録



高知県労働委員会事務局編

# ま え が き

この活動記録は、平成31年4月から令和2年3月までの1年間の当委員会の活動状況や事件の取扱状況を整理収録したものです。

この冊子が、日頃、労働問題に携わっておられる関係各位に多少なりともお役に立てれば幸いに存じます。

令和2年5月

高知県労働委員会

事務局長 久保 誠

# 目 次

第1章 組 織	
第1節 委 員	1
第2節 あっせん員候補者	3
第3節 事 務 局	4
第2章 労働委員会の活動状況	
第1節 会 議 等	
1 総 会	5
2 公益委員会議	9
3 連 絡 会 議	10
4 連絡会議議題	11
第2節 労働争議の調整及び実情調査	
1 労働争議の調整	13
（1）概 況	13
（2）取扱事件一覧	14
2 実 情 調 査	15
（1）概 況	15
（2）取扱事件一覧	15
第3節 審 査	
1 労働組合の資格審査	18
（1）概 況	18
（2）取扱事件一覧	18
2 不当労働行為救済申立事件の審査	19
（1）概 況	19
（2）取扱事件一覧	20
（3）事件別概要	21
昭和45年（不）第9～11号併合事件	21
昭和46年（不）第1号事件	22
昭和51年（不）第1～10号併合事件	23
平成30年（不）第1号事件	24
（4）審査期間の目標の達成状況等	41
第4節 地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく認定・告示	
概 況	43

## 第5節 個別労働紛争の解決促進

1 労働相談	4 4
概況	4 4
2 個別労働紛争のあっせん	4 6
(1) 概況	4 6
(2) 取扱事件一覧	4 7

## 資料

1 労働争議調整事件 調整内容別件数表	4 8
2 労働争議調整事件 処理区分表	5 0
3 労働争議実情調査件数表	5 1
4 資格審査 立証目的別受付件数表	5 2
5 不当労働行為救済申立事件 申立内容別件数表	5 3
6 不当労働行為救済申立事件 処理区分表	5 4
7 不当労働行為救済申立事件 命令・再審査・行政訴訟一覧表	5 5
8 個別労働紛争に関する労働相談 相談内容別件数表	5 7
9 個別労働紛争に関するあっせん事件 新規申請内容別件数表	5 9
10 個別労働紛争に関するあっせん事件 処理区分表	6 1
※ 高知県労働委員会CMテーマ曲	6 2

# 第 1 章 組 織

## 第 1 節 委 員

労働委員会は、労働組合法に基づき、公益の代表者（公益委員）、労働者の代表者（労働者委員）及び使用者の代表者（使用者委員）をもって構成され、委員の任期は2年である。

労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体からの推薦に基づき、また、公益委員は、労・使委員の同意を得て、知事が任命している。

会長及び会長代理は、公益委員の中から選挙している。

令和元年度の当委員会は、第41期委員及び第42期委員により運営した。

### 第 4 1 期 委 員 名 簿

（任期：平成30年3月18日～令和2年3月17日）

区分	氏 名	現 職 等	委 員 経 歴
公 益 委 員	◎下 元 敏 晴	弁 護 士	昭和56年2月1日～
	○山 岡 敏 明	弁 護 士	平成6年3月18日～
	川 田 勲	高知大学名誉教授	平成6年3月18日～
	藤 原 潤 子	特定社会保険労務士	平成14年3月18日～
	鶴 岡 香 代	元高知県職員	平成30年3月18日～
労 働 者 委 員	池 澤 研 吉	日本労働組合総連合会 高知県連合会事務局長	平成26年7月1日～
	武 政 澄 夫	U Aゼンセン高知県支部 運営評議会議長	平成14年3月18日～
	小野川 公 作	情報産業労働組合連合会 高知県協議会議長代行	平成28年3月18日～
	筒 井 敬 二	高知県労働組合連合会 執行委員長	平成28年3月18日～
	岡 林 ゆ り	日本労働組合総連合会 高知県連合会副事務局長	平成28年3月18日～
使 用 者 委 員	長 瀧 正 隆	高知県経営者協会専務理事	平成30年3月18日～
	加 藤 稔	(株)ソフテック 代表取締役社長	平成24年3月18日～
	西 山 彰 一	宇治電化学工業(株) 代表取締役社長	平成26年3月18日～
	小笠原 光 豊	陽和産業(株) 代表取締役社長	平成28年3月18日～
	三 宮 昌 子	(株)高知銀行 常務取締役	平成30年3月18日～

(注) ◎会長 ○会長代理

現職は令和2年3月17日現在

## 第42期委員名簿

(任期：令和2年3月18日～令和4年3月17日)

区分	氏名	現職等	委員経歴
公益委員	◎下元 敏晴	弁護士	昭和56年2月1日～
	○山岡 敏明	弁護士	平成6年3月18日～
	川田 勲	高知大学名誉教授	平成6年3月18日～
	藤原 潤子	特定社会保険労務士	平成14年3月18日～
	高林 藍子	弁護士	令和2年3月18日～
労働者委員	池澤 研吉	日本労働組合総連合会 高知県連合会事務局長	平成26年7月1日～
	小野川 公作	情報産業労働組合連合会 高知県協議会議長代行	平成28年3月18日～
	筒井 敬二	高知県労働組合連合会 執行委員長	平成28年3月18日～
	西川 敦子	ウイル労働組合 中央執行委員	令和2年3月18日～
	市川 稔道	日本労働組合総連合会 高知県連合会副事務局長	令和2年3月18日～
使用者委員	長瀧 正隆	高知県経営者協会専務理事	平成30年3月18日～
	加藤 稔	(株)ソフテック 代表取締役社長	平成24年3月18日～
	西山 彰一	宇治電化学工業(株) 代表取締役社長	平成26年3月18日～
	小笠原 光豊	陽和産業(株) 代表取締役社長	平成28年3月18日～
	三宮 昌子	(株)高知銀行 常務取締役	平成30年3月18日～

(注) ◎会長 ○会長代理  
現職は令和2年3月31日現在

## 第 2 節 あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法に基づき、労働争議のあっせんに当たることとなっている。その任期は、法律その他に格別の規定がないので、特別の場合を除くほか、委員改選などの都度、委嘱の審議、決定を行っている。

令和元年度は、現職委員及び事務局職員の中から、次のとおり、公益側 9 名、労働者側 7 名及び使用者側 5 名に委嘱した。

### あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 等	委嘱年月日
下 元 敏 晴	弁 護 士	昭和56年 2 月 2 日
山 岡 敏 明	弁 護 士	平成 6 年 3 月 25 日
川 田 勲	高知大学名誉教授	平成 6 年 3 月 25 日
藤 原 潤 子	特定社会保険労務士	平成14年 3 月 18 日
鶴 岡 香 代	元高知県職員	平成30年 3 月 20 日
高 林 藍 子	弁 護 士	令和 2 年 3 月 18 日
彼 末 一 明	労働委員会事務局長	平成30年 4 月 5 日
中 村 博 文	労働委員会事務局次長	平成31年 4 月 4 日
小 溝 智 子	労働委員会事務局審査調整員	平成31年 4 月 4 日
池 澤 研 吉	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長	平成26年 7 月 3 日
武 政 澄 夫	UAゼンセン高知県支部運営評議会議長	平成14年 3 月 18 日
小野川 公 作	情報産業労働組合連合会高知県協議会議長代行	平成28年 3 月 18 日
筒 井 敬 二	高知県労働組合連合会執行委員長	平成28年 3 月 18 日
岡 林 ゆ り	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長	平成28年 3 月 18 日
西 川 敦 子	ウイル労働組合中央執行委員	令和 2 年 3 月 18 日
市 川 稔 道	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長	令和 2 年 3 月 18 日
長 瀧 正 隆	高知県経営者協会専務理事	平成30年 3 月 20 日
加 藤 稔	(株)ソフテック代表取締役社長	平成24年 3 月 19 日
西 山 彰 一	宇治電化学工業(株)代表取締役社長	平成26年 3 月 18 日
小笠原 光 豊	陽和産業(株)代表取締役社長	平成28年 3 月 18 日
三 宮 昌 子	(株)高知銀行常務取締役	平成30年 3 月 20 日

(注) 現職は令和 2 年 3 月 31 日現在。ただし、第41期退任委員については同月 17 日現在

### 第 3 節 事 務 局

労働委員会の事務を整理するため、労働組合法に基づいて事務局が置かれている。  
事務局の職員は、会長の同意を得て知事が任命する。

#### 事務局職員名簿

職 名	氏 名	事務局発令年月日
事 務 局 長	彼 末 一 明	平成30年4月1日
事 務 局 次 長	中 村 博 文	平成31年4月1日
審 査 調 整 員	小 溝 智 子	平成31年4月1日
主 幹	種 田 真 実	平成30年4月1日
主 幹	富 崎 英	平成29年4月1日
主 査	橋 上 李 保	平成31年4月1日
主 事	三 浦 友 維	平成29年10月1日



## 第2章 労働委員会の活動状況

### 第1節 会議等

#### 1 総会

労働委員会は、労働委員会規則により月1回以上総会を開くこととされており、当委員会は、原則として毎月第1及び第3木曜日に定例総会を、また、会長が必要と認めた場合に、臨時総会を開催することとしている。

令和元年度は、定例総会が21回、臨時総会が2回開催され、その概要は、次のとおりである。

#### 総会開催状況

自 平成31年4月1日  
至 令和2年3月31日

回数	月日	場所	出席委員			付議事項
			公	労	使	
1809	4.4	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	池澤 武政 小野川 筒井 岡林	長瀧 加藤 西山 小笠原 三宮	1 31(個)262号事件のあっせん経過について 2 30(不)1号事件について 3 高知福山通運(株)事件の実情調査終結について 4 高知県赤十字血液センター事件の実情調査終結について 5 労働相談実績(3月分及び平成30年度総計)について 6 あっせん員候補者の委解嘱について 7 第1808回定例総会議事録承認について
1810	4.18	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	池澤 武政 小野川 岡林	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 31(個)262号事件のあっせん終結について 2 30(不)1号事件について 3 四国運輸(株)事件の実情調査終結について 4 高知県厚生連労組(JA高知病院)の争議行為の予告通知について 5 第1809回定例総会議事録承認について
1811	5.9	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	池澤 小野川	長瀧 西山 小笠原 三宮	1 30(不)1号事件について 2 高知赤十字病院事件の実情調査終結について 3 労働相談実績(4月分)について 4 第1810回定例総会議事録承認について
1812	5.16	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	岡林	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 30(不)1号事件について 2 第1811回定例総会議事録承認について
1813	6.6	委員室	山岡 川田 藤原 鶴岡	武政 小野川 筒井 岡林	長瀧 加藤 西山 小笠原	1 元(個)263号事件のあっせん申請について 2 30(不)1号事件について 3 高知県運輸合同労組高知通運支部、高知福山通運労組、高知県倉庫運送労組、丸中運送労組及び丸福運輸労組の争議行為の予告通知について 4 四国ブロック労働委員会会長連絡会議について 5 労働相談実績(5月分)について 6 第1812回定例総会議事録承認について
1814	6.20	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	池澤 武政 小野川 筒井 岡林	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 元(個)263号事件のあっせん経過について 2 30(不)1号事件について 3 高知通運(株)及び高知県倉庫運送(株)事件の実情調査終結について 4 JA高知病院事件の実情調査終結について 5 令和元年度全国労働委員会会長連絡会議について 6 第107回四国労働委員会協議会総会について 7 第1813回定例総会議事録承認について

回数	月日	場所	出席委員			付議事項
			公	労	使	
1815	7.4	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	池澤 武政 小野川 筒井 岡林	長瀧 加藤 西山 小笠原 三宮	1 元(個)263号事件のあっせん経過について 2 30(不)1号事件について 3 高知福山通運(株)事件の実情調査終結について 4 労働相談実績(6月分)について 5 第1814回定例総会議事録承認について
1816	7.18	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	池澤 武政 小野川 筒井 岡林	西山 小笠原 三宮	1 元(個)263号事件のあっせん経過について 2 30(不)1号事件について 3 第61回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について 4 「今後の労働委員会の在り方検討小委員会において当面検討を行う項目の候補」の検討について 5 第1815回定例総会議事録承認について
1817	8.1	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	池澤 武政 小野川 筒井 岡林	長瀧 西山 小笠原 三宮	1 元(個)263号事件のあっせん経過について 2 元(個)264号事件のあっせん申請について 3 30(不)1号事件について 4 労働相談実績について 5 第1816回定例総会議事録承認について
1818	9.5	委員会	下元 山岡 川田 藤原	武政 小野川 筒井 岡林	長瀧 加藤 西山 小笠原	1 元(個)263号事件のあっせん終結について 2 元(個)264号事件のあっせん終結について 3 30(不)1号事件について 4 (株)丸中運送及び(株)丸福運輸各事件の実情調査終結について 5 労働相談実績(7月分・8月分)について 6 第1817回定例総会議事録承認について
1819	9.19	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	池澤 武政 筒井 岡林	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 30(不)1号事件について 2 第1818回定例総会議事録承認について
1820	10.3	委員室	山岡 川田 藤原 鶴岡	小野川 筒井 岡林	長瀧 西山 三宮	1 30(不)1号事件について 2 労働相談実績(9月分)について 3 第1819回定例総会議事録承認について
1821	10.17	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	池澤 武政 小野川 筒井 岡林	長瀧 加藤 西山 小笠原	1 30(不)1号事件について 2 第3回「今後の労働委員会の在り方検討小委員会」の開催について 3 第1820回定例総会議事録承認について
1822 (臨時)	10.31	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	池澤 武政 小野川 筒井 岡林	長瀧 西山 小笠原 三宮	1 元(個)265号事件のあっせん申請について 2 30(不)1号事件について 3 高知赤十字病院労組及び高知県赤十字血液センター労組の争議行為の予告通知について 4 第1821回定例総会議事録承認について ※委員勉強会 (1)「労働委員会の現状と課題」 (2)「コンビニ経営者の労組法上の労働者性が争われた事件について」 講師：(1)中央労働委員会事務局長 吉本明子氏 (2)中央労働委員会使用者委員 長崎文康氏 場所：高知県労働委員会委員室

回数	月日	場所	出席委員			付議事項
			公	労	使	
1823	11.21	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	武政 筒井 岡林	長瀧 三宮	1 元(個)265号事件のあっせん経過について 2 元(個)266号事件のあっせん申請について 3 30(不)1号事件について 4 高知県運輸合同労組高知通運支部、四国運輸労組、高知福山通運労組、高知県倉庫運送労組、丸中運送労組及び丸福運輸労組の争議行為の予告通知並びに四国運輸(株)事件の実情調査終結について 5 とさでん交通労組の争議行為の予告通知について 6 第529回公益委員会議について 7 第74回全国労働委員会連絡協議会総会について 8 労働相談実績(10月分)について 9 労働委員会公文書管理規程案の公文書管理委員会への諮問について 10 第1822回臨時総会議事録承認について
1824	12.5	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	池澤 武政 小野川 筒井 岡林	長瀧 西山 三宮	1 元(個)265号事件のあっせん経過について 2 元(個)266号事件のあっせん経過について 3 30(不)1号事件の終結について 4 高知県赤十字血液センター事件の実情調査終結について 5 (株)丸中運送及び(株)丸福運輸各事件の実情調査終結について 6 とさでん交通(株)、高知西南交通(株)及び高知東部交通(株)各事件の実情調査終結について 7 労働相談実績について 8 第1823回定例総会議事録承認について
1825	12.19	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	池澤 武政 小野川 筒井 岡林	長瀧 加藤 西山 三宮	1 元(個)265号事件のあっせん終結について 2 元(個)266号事件のあっせん経過について 3 高知赤十字病院事件の実情調査終結について 4 高知通運(株)、高知福山通運(株)及び高知県倉庫運送(株)各事件の実情調査終結について 5 労働相談実績(11月分)について 6 第1824回定例総会議事録承認について
1826	1.9	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	武政 小野川 筒井 岡林	長瀧 加藤 西山 小笠原 三宮	1 元(個)266号事件のあっせん経過について 2 労働相談実績(12月分)について 3 第1825回定例総会議事録承認について
1827	1.16	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	池澤 武政 小野川 筒井 岡林	長瀧 加藤 西山 小笠原 三宮	1 元(個)266号事件のあっせん経過について 2 第530回公益委員会議について 3 高知県労働委員会公文書管理規程の制定について 4 第1826回定例総会議事録承認について
1828	2.6	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	池澤 武政 小野川 筒井 岡林	長瀧 西山 小笠原 三宮	1 元(個)266号事件のあっせん終結について 2 元(個)267号事件のあっせん申請について 3 労働相談実績(1月分)について 4 第1827回定例総会議事録承認について
1829	2.20	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	池澤 武政 小野川 岡林	長瀧 西山 三宮	1 元(個)267号事件のあっせん経過について 2 第1828回定例総会議事録承認について

回数	月日	場所	出席委員			付議事項
			公	労	使	
1830	3.5	委員室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	池澤 武政 小野川 岡林	長瀧 加藤 西山 小笠原 三宮	1 元(個)267号事件のあっせん終結について 2 西日本N T T 関連労組の争議行為の予告通知について 3 高知県運輸合同労組高知通運支部、四国運輸労組、高知福山通運労組、高知県倉庫運送労組、丸中運送労組及び丸福運輸労組の争議行為の予告通知について 4 高知赤十字病院労組及び高知県赤十字血液センター労組の争議行為の予告通知並びに高知県赤十字血液センター事件の実情調査終結について 5 第4回「今後の労働委員会の在り方検討小委員会」の開催について 6 労働相談実績(2月分)について 7 第1829回定例総会議事録承認について
1831 (臨時)	3.18	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 会長職務代行者について 2 各側連絡幹事について 3 定例総会開催日について 4 あっせん員候補者の委解嘱について 5 申し合わせ事項について 6 45(不)9～11号事件、46(不)1号事件、51年(不)1～10号事件について 7 (株)N T T フィールドテクノ事件の実情調査終結について 8 高知通運(株)、四国運輸(株)、高知福山通運(株)、高知県倉庫運送(株)、(株)丸中運送及び(株)丸福運輸各事件の実情調査について 9 高知赤十字病院事件の実情調査終結について 10 とさでん交通労組の争議行為の予告通知並びにとさでん交通(株)、高知西南交通(株)及び高知東部交通(株)各事件の実情調査終結について 11 第1830回定例総会議事録承認について 12 委員むつみ会について

## 2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査、不当労働行為の判定その他法令に規定された事項を協議決定するため、会長が必要に応じて招集している。

令和元年度は2回開催し、その概要は次のとおりである。

このほか、総会開催前に公益委員の打合せを行い、事件の処理等について協議している。

### 公益委員会議開催状況

自 平成31年4月1日  
至 令和2年3月31日

回数	月日	場所	出席委員	付議事項
529	11.12	会長室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	1 平成30年（不）第1号不当労働行為救済申立事件に係る申立組合の資格審査について 2 上記事件に係る参与委員の意見聴取について 3 上記事件に係る命令について
530	1.16	会長室	下元 山岡 川田 藤原 鶴岡	労働者委員候補者の推薦に係る労働組合の資格審査について

### 3 連絡会議

自 平成31年4月1日  
至 令和2年3月31日

区分	参集範囲	開催月日	担当県等	開催地	本県出席者
三者連絡会議	全 国	11月14日・15日	中労委	東京都	山岡委員 武政委員 藤原委員 長瀧委員 池澤委員 加藤委員 彼末局長ほか
	四 国	6月11日	香川県	高松市	山岡委員 岡林委員 川田委員 長瀧委員 藤原委員 小笠原委員 筒井委員 三宮委員 富崎主幹
公益委員会議	四 国	9月3日	高知県	高知市	下元会長 藤原委員 山岡委員 鶴岡委員 川田委員 彼末局長ほか
会長会議	全 国	6月7日	島根県	松江市	下元会長 ほか
	中国・四国	7月9日	広島県	広島市	下元会長 ほか
	四 国	5月17日	愛媛県	松山市	下元会長 ほか
局長会議	全 国	6月6日	島根県	松江市	彼末局長 ほか
	四 国	5月17日	愛媛県	松山市	彼末局長 ほか
課長会議	全 国 (調整主管課長会議)	11月28日	中労委	東京都	中村次長
	全 国 (審査主管課長会議)	11月29日	中労委	東京都	中村次長
	四 国 (審査・調整主管課長会議)	7月30日	徳島県	徳島市	小溝審査調整員

## 4 連絡会議議題

### ◎ 第74回全国労働委員会連絡協議会総会（元. 11. 14・15 東京都）

- (1) 今後の労働委員会の在り方検討小委員会「中間整理」について  
(中労委公労使)
- (2) 不当労働行為救済申立事件の当事者と関わりのある公益委員の回避及び参与委員の交代について  
(宮城県労委公労使)

### ◎ 第107回四国労働委員会協議会総会（元. 6. 11 高松市）

- (1) 発達障がいのある労働者に対する対応について（徳島県労委）
- (2) いわゆる駆け込み訴えに係る集団あっせんの申請が取り下げられた事件に関連する個別あっせんの申出について（愛媛県労委）
- (3) コンビニエンスストアを経営する加盟者の労働者性について（高知県労委）

### ◎ 第37回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会（元. 9. 3 高知市）

- (1) 不当労働行為事件における和解勧奨をめぐる諸問題について（愛媛県労委）
- (2) あっせん解決後、解決時と状況が変わったことに伴い、再度あっせん申請を考えている相談者への対応について（香川県労委）
- (3) トラック運転手の未払い残業代請求事案について（徳島県労委）

### ◎ 令和元年度全国労働委員会会長連絡会議（元. 6. 7 松江市）

- (1) 今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について（中労委）

### ◎ 第61回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議（元. 7. 9 広島市）

- (1) 会社に採用される前、会社を批判するビラを配布したことが従業員としての適性を有しないとされ、これを理由に行われた雇止めの不当労働行為該当性について（広島県労委）
- (2) コンビニエンスストアを経営する加盟者の「労組法上の労働者性」について（香川県労委）

### ◎ 四国ブロック労働委員会会長連絡会議（元. 5. 17 松山市）

- (1) 事業所が県外に所在する個別労働関係紛争への対応について（徳島県労委）
- (2) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定の手続について（香川県労委）
- (3) 不当労働行為審査手続の和解における参与委員の役割について（高知県労委）

◎ **令和元年度全国労働委員会事務局長連絡会議**（元. 6. 6 松江市）

- (1) 審査・調整事件等の概況について（中労委）
- (2) 今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について（中労委）
- (3) 労働委員会間の研修生の受入れについて（中労委等）
- (4) 議題懇談「外国人労働者に係る事案への対応について」（中労委）

◎ **四国地区労働委員会事務局長連絡会議**（元. 5. 17 松山市）

- (1) 委員改選時の事務局の関与の状況及び改選後に初めて開催される総会の議題等について（徳島県労委）
- (2) 労使関係セミナーの開催について（香川県労委）
- (3) あっせんの休日（夜間）開催及び遠隔地開催に関する制度整備及び実施の状況、課題、工夫等について（高知県労委）

◎ **令和元年度全国労働委員会事務局調整主管課長会議**（元. 11. 28 東京都）

- (1) 調整業務の運営について（中労委）
- (2) 都道府県労働委員会からの事例報告（高知県労委等）
  - ア 労働争議調整事件における事例
  - イ 個別労働紛争事件における事例
- (3) 都道府県労働委員会からの業務報告（山形県労委等）

◎ **令和元年度全国労働委員会事務局審査主管課長会議**（元. 11. 29 東京都）

- (1) 業務概況説明（中労委）
- (2) 審査事件において、和解の促進に向けてどのような取り組みをされているか（北海道労委等）
- (3) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴う、労働委員会規則の一部改正について（中労委）

◎ **令和元年度四国ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議**

（元. 7. 30 徳島市）

- (1) 労働者が個別あっせん申請をしない場合の使用者側への接触について（香川県労委）
- (2) 外国人労働者への対応について（愛媛県労委）
- (3) あっせん当事者に対するあっせん制度の周知及びあっせん後の苦情等への対応について（高知県労委）



## 第 2 節 労働争議の調整及び実情調査

### 1 労働争議の調整

#### (1) 概 況

令和元年度の調整事件の取扱件数は、あっせん事案1件であった。

新規係属分の調整内容としては、その他賃金に関するものが1件、その他の経営・人事に関するものが1件の2件であった（申請内容ごとの件数は、平成26年度申請分から、1件の申請で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分で計上しており、申請件数とは一致しない。）。

申請のあった1件は、翌年度に繰り越した。

なお、個人が不利益取扱いを受けた後に加入した労働組合からの申請によるもの（いわゆる「駆け込み訴え」）は、1件であった。

第 1 表 調整区分及び処理状況

年度	区分	前年度 繰越	新規係属				合計	処理状況	
			あっせん	調停	仲裁	計		終結	繰越
29年度		1	2			2	3	3	
30年度			4			4	4	4	
元年度			1			1	1		1
計		1	7			7	8	7	1

第 2 表 調整内容区分（新規係属分）

区分	年度	29年度		30年度		元年度		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
組合承認・組合活動									
協約締結・全面改定									
協約効力・解釈									
賃金増額				1	16.7%			1	8.3%
一時金				1	16.7%			1	8.3%
諸手当									
その他賃金に関するもの				1	16.7%	1	50.0%	2	16.7%
退職一時金・年金									
解雇手当・休業手当									
労働時間		2	50.0%					2	16.7%
休日・休暇									
作業方法の変更									
定年制									
その他の労働条件									
事業休廃止・事業縮小									
企業合併・営業譲渡									
人員整理									
配置転換									
解雇									
その他の経営・人事						1	50.0%	1	8.3%
福利厚生				1	16.7%			1	8.3%
団交促進		2	50.0%	2	33.3%			4	33.3%
事前協議制									
その他									
計		4	—	6	—	2	—	12	—

**第3表 申請・職権区分（新規係属分）**

年度	区分	申請によるもの			職権によるもの	合計
		組合	使用者	双方		
29年度		2				2
30年度		4				4
元年度		1				1
計		7				7

**第4表 終結処理区分**

区分	年度	29年度		30年度		元年度		累計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
終結	取下			1	25.0%			1	14.3%
	解決	1	33.3%	2	50.0%			3	42.9%
	打切	2	66.7%	1	25.0%			3	42.9%
	不調								
	却下								
	裁定								
	移管								
合計		3	—	4	—		—	7	—
翌年度繰越			—		—	1	—	1	—

**(2) 取扱事件一覧**

事件番号	受付日・指名日		申請区分	申請事項	処理結果	終結日	処理日数		調整員		
	受付日	指名日					処理回数	公	労	使	
2 (あ) 1号 複合サービス	2.3.23	2.3.27	労	懲戒処分の撤回、未払賃金の支払等	繰越				川田	小野川	三宮

(注) 1 事件番号は、暦年による

2 受付日・指名日の上段は受付日、下段は調整員（あっせん員、調停委員、仲裁委員）の指名日

## 2 実情調査

### (1) 概況

労働争議の実情調査は、高知県労委又は中労委に公益事業の争議行為の予告通知があったもののうち、労使交渉が高知県内で行われるものについて実施した。

令和元年度は、新たに調査を開始したものが29件、前年度からの繰越が8件で、このうち31件が終結した。

年度	区分	前年度繰越	新規開始	計	処理状況	
					終結	繰越
29年度		12	30	42	34	8
30年度		8	17	25	17	8
元年度		8	29	37	31	6
計		28	76	104	82	22

### (2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

事件番号	事 件 名	組合員数	内 容	調 査			処理状況
				区分	開始年月日	終結年月日	
31年 中1号	高知通運(株)	2	賃金引上げ等	職員	31.3.4 (31.2.27)	元.6.20	解決
" 中2号	四国運輸(株)	211	賃金引上げ等	"	31.3.4 (31.2.27)	31.4.18	解決
" 中3号	高知福山通運(株)	63	賃金引上げ等	"	31.3.4 (31.2.27)	31.4.4	解決
" 中4号	高知県倉庫運送(株)	21	賃金引上げ等	"	31.3.4 (31.2.27)	元.6.20	解決
" 中5号	丸中運送(株)	40	賃金引上げ等	"	31.3.4 (31.2.27)	元.9.5	解決
" 中6号	丸福運輸(株)	13	賃金引上げ等	"	31.3.4 (31.2.27)	元.9.5	解決
" 中7号	高知赤十字病院	43	勤務評定の撤回等	"	31.3.4 (31.2.28)	元.5.9	打切
" 中8号	高知県赤十字血液センター	15	勤務評定の撤回等	"	31.3.4 (31.2.28)	31.4.4	打切

- (注) 1 開始年月日欄の( )は、中労委の争議行為予告通知書の受付日である。  
2 事件番号は、暦年による。

## (新規受付)

事件番号	事 件 名	組 合 員 数	内 容	調 査			処理 状 況
				区 分	開始年月日	終結年月日	
31年 高2号	J A高知病院	81	賃金及び手当 の増額等	職員	31. 4. 15	元. 6. 20	打切
元年 中9号	高知通運 (株)	2	一時金の要求 等	〃	元. 6. 3 (元. 5. 27)	元. 6. 20	解決
〃 中10号	高知福山通運 (株)	62	一時金の要求 等	〃	元. 6. 3 (元. 5. 27)	元. 7. 4	解決
〃 中11号	高知県倉庫運送 (株)	21	一時金の要求 等	〃	元. 6. 3 (元. 5. 27)	元. 6. 20	解決
〃 中12号	丸中運送 (株)	40	一時金の要求 等	〃	元. 6. 3 (元. 5. 27)	元. 9. 5	解決
〃 中13号	丸福運輸 (株)	13	一時金の要求 等	〃	元. 6. 3 (元. 5. 27)	元. 9. 5	解決
〃 中14号	高知赤十字病院	45	勤務評定の撤回 等	〃	元. 10. 28 (元. 10. 25)	元. 12. 19	解決
〃 中15号	高知県赤十字血液セン ター	1	勤務評定の撤回 等	〃	元. 10. 28 (元. 10. 25)	元. 12. 5	解決
〃 中16号	高知通運 (株)	2	一時金の要求 等	〃	元. 11. 5 (元. 10. 31)	元. 12. 19	解決
〃 中17号	四国運輸 (株)	215	一時金の要求 等	〃	元. 11. 5 (元. 10. 31)	元. 11. 21	解決
〃 中18号	高知福山通運 (株)	60	一時金の要求 等	〃	元. 11. 5 (元. 10. 31)	元. 12. 19	解決
〃 中19号	高知県倉庫運送 (株)	22	一時金の要求 等	〃	元. 11. 5 (元. 10. 31)	元. 12. 19	解決
〃 中20号	丸中運送 (株)	32	一時金の要求 等	〃	元. 11. 5 (元. 10. 31)	元. 12. 5	解決
〃 中21号	丸福運輸 (株)	13	一時金の要求 等	〃	元. 11. 5 (元. 10. 31)	元. 12. 5	解決
〃 中22号	とさでん交通 (株)	619	勤務間インター バル制度導入等	〃	元. 11. 18 (元. 11. 12)	元. 12. 5	解決
〃 中23号	高知西南交通 (株)	59	勤務間インター バル制度導入等	〃	元. 11. 18 (元. 11. 12)	元. 12. 5	解決
〃 中24号	高知東部交通 (株)	33	勤務間インター バル制度導入等	〃	元. 11. 18 (元. 11. 12)	元. 12. 5	解決
2年 高1号	(株) NTTフィールド テクノ	1	賃金引上げ等	〃	2. 2. 28	2. 3. 18	打切
〃 中1号	高知通運 (株)	2	賃金引上げ等	〃	2. 3. 2 (2. 2. 26)		繰越
〃 中2号	四国運輸 (株)	218	賃金引上げ等	〃	2. 3. 2 (2. 2. 26)		繰越

## (新規受付)

事件番号	事 件 名	組合員数	内 容	調 査			処理状況
				区分	開始年月日	終結年月日	
2年 中3号	高知福山通運（株）	61	賃金引上げ等	職員	2.3.2 (2.2.26)		繰越
" 中4号	高知県倉庫運送（株）	22	賃金引上げ等	"	2.3.2 (2.2.26)		繰越
" 中5号	丸中運送（株）	32	賃金引上げ等	"	2.3.2 (2.2.26)		繰越
" 中6号	丸福運輸（株）	13	賃金引上げ等	"	2.3.2 (2.2.26)		繰越
" 中7号	高知赤十字病院	45	賃金表の改善等	"	2.3.2 (2.2.28)	2.3.18	解決
" 中8号	高知県赤十字血液センター	1	賃金表の改善等	"	2.3.2 (2.2.28)	2.3.5	解決
" 中9号	とさでん交通（株）	642	賃金引上げ等	"	2.3.9 (2.3.2)	2.3.18	解決
" 中10号	高知西南交通（株）	59	賃金引上げ等	"	2.3.9 (2.3.2)	2.3.18	解決
" 中11号	高知東部交通（株）	28	賃金引上げ等	"	2.3.9 (2.3.2)	2.3.18	解決

(注) 1 開始年月日欄の（ ）は、中労委の争議行為予告通知書の受付日である。

2 事件番号は、暦年による。

## 第 3 節 審 査

### 1 労働組合の資格審査

#### (1) 概 況

令和元年度の資格審査は、新規受付2件、前年度からの繰越が1件であった。その立証目的は、不当労働行為救済申立1件、委員推薦2件であり、すべて労組法の規定に適合するものと決定した。

#### 【資格審査立証目的別受付件数】

年度 区分	29年度	30年度	元年度	計
委員推薦	2		2	4
不当労働行為	1	1		2
法人登記				0
労働者供給事業				0
労組法第18条				0
総会で特に必要と認めたもの				0
計	3	1	2	6

#### (2) 取扱事件一覧

##### (前年度からの繰越)

番号	立証目的	受付年月日	補正の 有 無	処理状況	
				年月日	区分
30年3号	不当労働行為 (30年 (不) 1号)	30.11.28	無	元.11.12	適

##### (新規受付)

番号	立証目的	受付年月日	補正の 有 無	処理状況	
				年月日	区分
2年1号	委員推薦	2.1.8	無	2.1.16	適
2年2号	委員推薦	2.1.9	無	2.1.16	適

(注) 事件番号は、暦年による。

## 2 不当労働行為救済申立事件の審査

### (1) 概況

令和元年度の不当労働行為救済申立事件の取扱いは、前年度からの繰越が15件、新規受付はなかった。このうち14件(93.3%)が公務員関係、1件(6.7%)は民間関係であった。

15件のうち、終結件数は1件で、14件は翌年度へ繰り越した。

第1表 取扱件数

区分	年度	前年度 繰越	新規	計	処理状況	
					終結	繰越
	29年度	15	1	16	2	14
	30年度	14	1	15		15
	元年度	15		15	1	14
	計	44	2	46	3	43

第2表 救済申立内容区分

区分	年度	29年度		30年度		元年度		計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
	解雇								
	不利益処分			1	100.0%			1	50.0%
	団交拒否	1	100.0%					1	50.0%
	支配介入								
	計	1	—	1	—		—	2	—

(注) 同一事件で救済内容が数項目にわたるものは、主要な1項目のみ取り上げて計上した。

第3表 事件処理区分

区分	年度	29年度		30年度		元年度		計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
終結	取 下								
	却 下								
	棄 却	1	50.0%					1	33.3%
	救 済	1	50.0%			1	100.0%	2	66.7%
	和 解								
	移 送								
	計	2	—		—	1	—	3	—
	翌年度繰越	14	—	15	—	14	—	—	—

(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

事 件 番 号	受付日	請求する救済内容の要旨	処理状況	担当委員	
				審査委員	参与委員
昭和45年（不）9～11号 併合事件	S45. 11. 4	7条1号 1 懲戒処分の取消し 2 給与上の不利益回復 3 陳謝文の交付	翌年度 繰越	公益委員 の全員	池澤 長瀧
昭和46年（不）1号事件	S46. 1. 21	7条1号 1 懲戒処分の取消し 2 給与上の不利益回復 3 陳謝文の交付	翌年度 繰越	公益委員 の全員	池澤 長瀧
昭和51年（不）1～10号 併合事件	S51. 2. 25	7条1号 1 懲戒処分の取消し 2 給与上の不利益回復 3 陳謝文の交付	翌年度 繰越	公益委員 の全員	池澤 長瀧
平成30年（不）1号事件	H30. 11. 28	7条1号・2号・3号 1 原職復帰等 2 支配介入の中止 3 誠実な団交の実施 4 謝罪文の交付等	元. 11. 25 一部救済	下元 川田	筒井 三宮

(注) 事件番号は、暦年による。



### (3) 事件別概要

## 昭和45年（不）第9～11号併合事件

S 45. 11. 4 受付  
繰 越

申立人 (個人申立)  
高知県立A高等学校 用務員M  
高知県立B高等学校 調理員N  
高知県立C高等学校 守衛O

被申立人 Y

### 請求する救済の内容

- 1 懲戒処分取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

### 申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和44年11月5日に申立人に対し、「昭和44年7月10日、X組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。このことは、地方公務員法第32条、第35条及び地方公営企業労働関係法第11条に違反する。」として、懲戒（減給）処分を行った。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人が加入するX<sub>1</sub>組合の上部組織であるX<sub>2</sub>組合及びX組合がなした昭和44年度人事院勧告の早期獲得と完全実施を目的とした統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

### 被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

### 審査経過

昭和45年11月12日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま令和2年度に繰り越した。

## 昭和46年（不）第1号事件

S 46. 1. 21受付  
繰 越

申立人 (個人申立)  
高知県立A高等学校 用務員M

被申立人 Y

### 請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

### 申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和45年1月22日に申立人に対し、「昭和44年11月13日、X組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。このことは、地方公務員法第32条、第35条及び地方公営企業労働関係法第11条に違反する。」として、懲戒（減給）処分を行った。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人が加入するX<sub>1</sub>組合の上部組織であるX<sub>2</sub>組合及びX組合がなした昭和44年度人事院勧告の完全実施を目的とした統一行動に参加したものであって、正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

### 被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

### 審査経過

昭和46年1月26日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま令和2年度に繰り越した。

## 昭和51年（不）第1～10号併合事件

S 51. 2. 25受付  
繰 越

申立人 (個人申立)

高知県立A高等学校	用務員M
高知県立B高等学校	守衛N
高知県立C高等学校	技能員O
高知県立D高等学校	用務員P
高知県立E高等学校	技能員Q
高知県立F高等学校	技能員R
高知県立G高等学校	守衛S
高知県立H高等学校	技能員T
高知県立I高等学校	技師U
高知県立J高等学校	守衛V

被申立人 Y

### 請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

### 申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和50年2月27日に申立人に対し、「昭和49年4月11日、13日及び同年5月23日にX組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けないで正常な勤務をしなかった。」として、戒告処分をした。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人らが加入するX<sub>1</sub>組合の上部組織であるX<sub>2</sub>組合及びX組合が正当な組合活動として取り組んだ賃上げ等を要求する統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

### 被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

### 審査経過

昭和51年2月27日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま令和2年度に繰り越した。

## 平成30年（不）第1号事件

H30. 11. 28受付

R元. 11. 25終結

(一部救済)

申立人 X組合

被申立人 Y法人

### 請求する救済の内容

- 1 原職復帰等
- 2 支配介入の中止
- 3 誠実な団交の実施
- 4 謝罪文の交付等

### 申立人主張の要旨

被申立人が行った次の各行為は、労働組合法第7条第1号から第3号までに規定する不当労働行為に該当する。

- (1) 組合員AをB業務に従事させ続け、原職への復帰を拒んでいること。
- (2) 組合員Aに対し退職勧奨を行ったこと。
- (3) 組合員Aの処遇に関する文書を施設内に掲示したこと。
- (4) (3)の文書に記載していた「組合員Aを調査対象とする職員への聞き取り調査」を実施したこと。
- (5) 団体交渉にY法人の代表者等を出席させず、抽象的な説明を繰り返し、具体的な説明を行わなかったこと。

### 被申立人主張の要旨

上記主張に対し、被申立人は、次のとおり主張し、請求の棄却を求めた。

- (1) 原職へ復帰させないのは、組合員Aが適性に欠けるためである。
- (2) 退職勧奨は、組合員Aの職場での立場等を考え、温情の意味で行ったものである。
- (3) 処遇に関する文書を掲示したのは、法人業務の安全性等を保ち、職場内の秩序を維持するためである。
- (4) 聞き取り調査を行ったのは、組合員Aの問題行動が発覚したことから、あるべき法人業務の適正を確保し、公正で内容が浸透する職員指導を進めるためである。
- (5) 事務長に一切の交渉の任に当たらせることとしており、組合員Aの労働条件について団体交渉において合意した内容については確認書を交わしている。

## 審 査 経 過

平成31年 1月29日 第1回調査  
          3月6日 第2回調査  
          4月8日 第3回調査  
令和元年 5月24日 第4回調査  
          6月24日 第5回調査  
          7月19日 第1回和解期日  
          8月30日 第6回調査（結審）  
         11月12日 命令書決定（第529回公益委員会議）  
         11月25日 当事者命令書受領

命令書の内容は、次のとおりである。

## 命 令 書

申立人 X組合  
組合長 A 1

被申立人 Y法人  
理事長 B 1

上記当事者間の高労委平成30年（不）第1号不当労働行為救済申立事件について、当委員会  
は、令和元年11月12日、第529回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公  
益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同藤原潤子、同鶴岡香代が出席し、合議の上、次のとおり  
命令する。

### 主 文

- 1 被申立人は、申立人X組合の組合員であるA 2の配置転換に関する団体交渉に誠意をも  
って応じなければならない。
- 2 被申立人は、申立人に対し、本命令交付後速やかに、下記の文書を手交しなければならない。

記

年 月 日

X組合  
組合長 A 1 様

Y法人  
理事長 B 1

当法人が行った下記の行為は、高知県労働委員会において、労働組合法第7条第3号に  
該当する不当労働行為であると認められましたので、今後は、このような行為を繰り返さ  
ないようにします。

記

- (1) 団体交渉が行われているにもかかわらず、平成30年10月10日、当法人が、貴組合  
員A 2氏に対し、退職勧奨を行ったこと。
  - (2) 団体交渉が行われているにもかかわらず、平成30年10月17日、当法人が、「A 2  
看護師の処遇に関して」と題する文書を掲示し、同日以降、当該文書に基づき貴組合  
員A 2氏について当法人の職員に対して調査を行ったこと。
- 3 申立人のその余の申立ては棄却する。

## 理 由

### 第1 事案の概要

申立人X組合（以下「組合」という。）の組合員であるA2（以下、組合加入前を含めて「A2組合員」という。）は、平成28年6月24日に被申立人Y法人（以下「法人」という。）に採用され、法人が運営するB2病院で准看護師として業務に従事していたところ、平成30年9月26日、法人の理事長B1（以下「B1理事長」という。）等から、医師等に対する言動を理由とする退職勧奨を受けたことから、同月27日に組合に加入した。

組合は、同日中に、法人に対し、A2組合員が組合に加入した旨を通知し、今後、A2組合員の労働条件及び身分に関する一切の件については組合と話し合うよう求めるとともに、A2組合員は今後も継続して働く意思があるとして、A2組合員に対する退職勧奨の撤回等を議題とする団体交渉を申し入れた。

当該申入れを受けた法人は、A2組合員を看護補助者の業務に充てる方針を決定した。

同月29日、第1回団体交渉が行われ、組合が、A2組合員を准看護師の業務に戻すよう求めたところ、法人は、当面は医師と接触する職種には戻さず、看護補助者の業務をしてもらうこととし、今後については、法人内で話し合って結論を出す旨を回答した。

その後、同年11月9日までに6回の団体交渉が実施されたが、A2組合員は准看護師の業務に戻されることなく、その間、同年10月10日にA2組合員に対しB2病院の顧問B3（以下「B3顧問」という。）から退職勧奨が行われ、同月17日に「A2看護師の処遇に関して」と題する文書（以下「処遇文書」という。）が掲示され、以降、処遇文書に基づきA2組合員の患者等に対する不適切な接遇態度等について法人の職員に対する調査（以下「処遇文書に基づく調査」という。）が行われた。

組合は、法人の団体交渉における対応が不誠実なものであることのほか、上記の法人の一連の行為は、労働組合法（以下「法」という。）第7条第1号から第3号までに規定する不当労働行為に当たるとして、同年11月28日付けで本件救済申立てを行った。

### 第2 請求する救済の内容（要旨）

- 1 法人は、A2組合員に対する看護補助者の業務への配置転換を取り消し、准看護師の業務に復帰させること。
- 2 法人は、処遇文書の掲示を中止し、組合及びA2組合員に損害賠償金としてそれぞれ50万円を支払うこと。
- 3 法人は、今後、組合の活動に対し、支配し、又は介入しないこと。
- 4 法人は、組合との団体交渉を誠実に行うこと。
- 5 謝罪文の手交、掲示及び新聞広告欄への掲載

### 第3 当委員会が認定した事実

#### 1 当事者

- (1) 組合は、肩書地に事務所を置き、主として高知県に居住する労働者を対象とした個人加盟方式の労働組合であり、申立時点における組合員数は240名で、法人にはA2組合員以外に在籍していた者はいなかった。
- (2) 法人は、肩書地において、精神科等を診療科目とするB2病院を運営する医療法人で、平成30年10月時点の従業員数は、医師3名以下約50名であった。

なお、B 1 理事長は、B 2 病院の院長を兼ねている。

## 2 事実

(1) 平成28年6月24日、A 2 組合員は、法人に採用され、以降、B 2 病院で准看護師の業務に従事した。

(2) 平成29年11月、A 2 組合員は、法人における看護計画等の改善を図る目的で、現行のカンファレンスとは別に新たに病棟会を設置することを提案するため、病棟会設置に関する提案書（以下「提案書」という。）を法人に提出した。

(3) 平成30年1月10日付けで、法人は、病院長B 1（以下「B 1 理事長」という。）名で、「病棟会開催の建議について」と題する書面により、提案書に対する回答をした。当該書面には、A 2 組合員の改善の意欲や着眼点については評価するものの、現行のカンファレンスが不十分であれば、その機能の充実や有効化の議論を行うことこそが建設的であり、新たな機関を設置することは不合理であるとして、今後、病棟会の設置の建議等はしないよう求めた。

また、法人は、当該書面において、医師への報告は結果が重要であり、それまでのプロセスは現場職員で立案・評価したほうが効率的であるとのA 2 組合員の提案書中の意見について、報告に至ったプロセスが報告内容よりも重要な場合が多々あり、このプロセスを聞かないと最終責任者としての医師の責任を負っていることにはならないとして否定した。

(4) 同年9月26日、A 2 組合員は、B 1 理事長、引き続いてB 2 病院の事務長B 4（以下「B 4 事務長」という。）それぞれから、医師を含めた職員に対する言動を理由とした退職勧奨（以下「9月26日退職勧奨」という。）を受けた。

B 4 事務長とのやり取りの中で、A 2 組合員が、いつまでに辞める必要があるのか問うたところ、B 4 事務長は、残りの年次有給休暇を消化した上で同年10月4日付けでの退職となる旨を答え、A 2 組合員は、明日、退職する旨の書面を持ってくる旨を述べた。

(5) 同年9月27日、A 2 組合員は、組合に加入した。組合は、同日中に、法人に対し、A 2 組合員が組合に加入した旨を通告し、今後、A 2 組合員の労働条件及び身分に関する一切の件については組合と話し合うよう求めるとともに、A 2 組合員は今後も継続して働く意思があるとして、9月26日退職勧奨の撤回等を議題とする団体交渉を申し入れた。

当該申入れを受けた法人は、A 2 組合員を看護補助者の業務に充てる方針を決定した。

(6) 同月29日、第1回団体交渉が開催されたが、その概要は、以下のとおりであった。

ア 組合側は組合長A 1（以下「A 1 組合長」という。）、組合顧問A 3（以下「A 3 組合顧問」という。）及びA 2 組合員が、法人側はB 4 事務長が出席した。

イ B 4 事務長から、A 2 組合員は医師の指示に対し異を唱え、反抗的であったことが9月26日退職勧奨の理由である旨の説明があった。

ウ 組合は、9月26日退職勧奨は明確な理由がないので認められないとして、撤回を要求した。

エ 組合が、A 2 組合員を准看護師の業務に戻すこと（以下「原職復帰」という。）を求めたところ、B 4 事務長は、既に勤務シフトが同年10月3日まで組まれているた



め、当面は医師と接触する職種には戻さず看護補助者の業務をしてもらうこととし、同月4日以降については、B1理事長、B4事務長、看護師長、B3顧問等と話し合っ  
て結論を出す旨を回答した。

- (7) 同月3日、第2回団体交渉が開催されたが、その概要は、以下のとおりであった。
- ア 組合側はA1組合長、A3組合顧問及びA2組合員が、法人側はB4事務長が出席した。
  - イ B4事務長は、まだA2組合員を原職復帰させることはできず、当面、指導を行いその結果を見て判断することになる旨を述べた。
  - ウ 組合は、B4事務長に対し、准看護師の業務から看護補助者の業務への変更に伴う経済的な不利益をA2組合員に与えないよう要求した。
- (8) 同月5日、第3回団体交渉が開催されたが、その概要は、以下のとおりであった。
- ア 組合側はA1組合長、A3組合顧問及びA2組合員が、法人側はB4事務長が出席した。
  - イ B4事務長は、第2回団体交渉において組合から要求のあったA2組合員の経済面の措置についてのやり取りの中で、夜勤手当の額をこれまでどおり准看護師の夜勤手当の額とすることを検討する旨を述べた。
  - ウ 組合が、A2組合員の原職復帰はいつになるのかと問うたところ、B4事務長は、医師サイドで今後の指導のあり方を検討中である旨を回答した。
- (9) 同月10日、B1理事長及びB3顧問は、A2組合員に対して、言葉づかい、患者への態度等に関する指導（以下「10月10日指導」という。）を行った。
- なお、B3顧問は、その職が法人の定款等には規定されておらず、いわゆる外部コンサルタントという位置づけである。
- (10) 同日、10月10日指導後、B3顧問からA2組合員に対し、「配置換えして、別の仕事をして、思い知ってもらって、改心してもらえばいい。A2組合員の勤務年数であれば、本来退職金は支払われないが、5年分の退職金でこの件から手を引いてくれないか。金額では40万円くらいになる。退職金が出れば、職安にもすぐ行けるし、次の仕事もすぐに見つけることができる。このことは、B1理事長もB4事務長も知っている。これは、強要ではなく、提案である」という旨の発言（以下「10月10日退職勧奨」という。）があった。
- (11) 同日、第4回団体交渉が開催されたが、その概要は、以下のとおりであった。
- ア 組合側はA1組合長、A3組合顧問及びA2組合員が、法人側はB4事務長が出席した。
  - イ B4事務長は、同日、B1理事長及びB3顧問が、A2組合員に対し10月10日指導を行った旨を述べるとともに、今回がA2組合員に対する1回目の指導であるため、原職復帰については今後の様子を見て再度返事をする旨を述べた。
  - ウ 組合が、A2組合員に対し、10月10日指導はどのような内容であったか確認したところ、A2組合員は、研修として呼ばれたいきさつや研修の内容を説明し、10月10日退職勧奨があったと述べた。
  - エ 組合は、組合加入の通告の際に、A2組合員の労働条件及び身分に関する一切の件については組合と話し合うよう求めているにもかかわらず、10月10日指導及び10月10日退職勧奨がなされたことについて抗議するとともに、10月10日退職勧奨におけるB3顧問の発言を確認したところ、B4事務長は当該発言があった事実を認めた。

- オ このような経緯から、組合は、B 1 理事長及びB 3 顧問の団体交渉への出席を求めたが、B 4 事務長はこれを拒否した。
- (12) 同月15日、第5回団体交渉が開催されたが、その概要は、以下のとおりであった。
- ア 組合側はA 1 組合長、A 3 組合顧問及びA 2 組合員が、法人側はB 4 事務長が出席した。
- イ B 4 事務長は、目下指導中であり、A 2 組合員を原職復帰させることはできない旨を述べた。
- ウ 組合が、指導中であれば一定のめどが必要である旨を述べたのに対し、B 4 事務長は、退職勧奨が我々の基本的な考え方である以上、原職復帰を求められても、指導の経過を見ないと期限を答えることはできない旨を述べた。
- エ 組合がB 3 顧問の団体交渉への出席を求めたところ、B 4 事務長は、B 3 顧問は外部業者であり、交渉は自らが対応する旨を述べた。
- オ 組合及びB 4 事務長は、A 2 組合員の当面の労働条件に関し、合意に至った内容について、文書で確認することとした。
- カ 組合が、A 2 組合員の原職復帰という要求は残っており、なんらかのめどを示すよう求めると、B 4 事務長は、B 1 理事長が異なったテーマでの指導を検討中であり、それがひととおり終わるのにおそらく2週間程度はかかると思うと述べた。
- (13) 同日付けで、組合及びB 4 事務長は、A 2 組合員の当面の労働条件について合意し、以下の内容の確認書（以下「確認書」という。）を締結した。
- 「1）異動によって労働条件の変更は行わない。  
2）夜勤手当、就労時間は従来通りに行うものとする。」
- (14) 同月17日、法人は、職員詰所にある、職員間で諸々の事項の申し送りに利用される連絡ノートに、処遇文書を貼り付けた（以下、当該行為を「掲示」という。）。
- なお、当該連絡ノートの表紙には、記載開始年月日が記載され、「読まれた方は必ずサインをお願いします。」と記載されている。
- 処遇文書の作成者はB 1 理事長で、宛て名は病棟各位であり、その内容は、以下のとおりであった。
- ア A 2 組合員は、かねてから勤務中に患者及び同僚職員に対する対応が独善的で敬意に欠ける点と、職場内の規則を遵守する意識の低さが目立ち、幾つかの点で注意したこともあるが、改善は見られなかった。
- イ そのような中で、過日、医師の出した指示に対する不満を医師、看護師だけでなく、患者にも聞こえるよう発言する事態となった。
- ウ これは、単なる不規則発言で済まされることなく、指示命令を無視する意思や他の者を扇動する意図があるとも取れ、職場の秩序を大きく乱しかねない。
- エ また、患者の前で医師の指示を根拠なく批判する言葉を公言することは、医師個人のみならず、B 2 病院全体の名誉を棄損するものである。
- オ 以上の理由から指導を強化すべく、予備的調査をしたところ、患者に対する不適切な処遇がある可能性も分かった。
- カ こういった経緯で、A 2 組合員には、患者にじかに接する業務、医師の指示を受けて行う業務から外れてもらうこととした。
- キ 今回の一連の外部労組との交渉の中で、B 2 病院の職員指導の在り方の不十分さに気づかされた。

- ク 今後は、重要な案件に関する教育指導に関しては、一定の様式で行い、内容を書面化し、対象職員にも内容を確認の上署名してもらうこととし、公正で内容の浸透しやすい指導に改めていきたい。
- ケ また、案件によっては、関係職員を始めとして事実関係の調査を行い、偏りのない、公正な判断ができる仕組みを構築したいと考える。
- コ 手始めに今回のA2組合員の案件に関して調査を行いたいと考えているので、調査の対象として聴取の依頼を受けた職員は、事実の解明と職場の改善のため協力してほしい。
- (15) 同月17日に処遇文書が掲示されて以降、上記(14)のコに記載されているとおり、処遇文書に基づく調査が、B1理事長、B3顧問及び看護師長により、職員及び患者の合計20名弱に対して聴き取る形で実施された。
- (16) 同月23日、組合は、法人に対し、処遇文書の内容に抗議するとともに、即時撤去を要求し、翌24日には、A2組合員に対する処遇文書に基づく調査は、団体交渉の場で行うよう申し入れた。
- (17) 同月27日、第6回団体交渉が開催されたが、その概要は、以下のとおりであった。
- ア 組合側はA1組合長、A3組合顧問及びA2組合員が、法人側はB4事務長が出席した。
- イ 組合が処遇文書を掲示した趣旨を問うたところ、B4事務長は、病棟の職員に対し、A2組合員の件に関して何が起きているのかを説明するとともに、段階を踏んだ教育指導が必要であるというB1理事長の意向により、調査への協力を求めたものである旨を回答した。
- ウ 組合は、処遇文書には事実でないことが書かれており、A2組合員の人権の問題にも関わる内容であるとし、処遇文書において、A2組合員について「独善的」、「職場での規則を遵守する意識が低い」、「扇動する意図があるとも取れる」とされていることは、具体的にどのような事柄を指しているのか問うたところ、B4事務長は、カンファレンス時に「ばかばかしい」と捨てぜりふを残して出て行ったこと、無断で持ち場を離れてたばこを吸う行為があったこと、医師の指示について当該医師等に聞こえるように不服を示すような発言をしたことであるとそれぞれ回答した。
- また、組合が、「患者に対する不適切な処遇がある可能性も分かった」とはどういうことか問うたところ、B4事務長は、申し上げる段階ではないと回答した。
- エ 組合は、処遇文書の作成者であるB1理事長に作成の趣旨を説明してもらう必要があるとし、団体交渉への出席を求めた。
- オ 組合が、処遇文書に基づく調査と同様の調査をこれまで行ったことがあるか問うたところ、B4事務長は、ないと回答した。
- カ 組合が、なぜA2組合員の件だけ調査をする必要があるのか問うたところ、B4事務長は、今回は団体交渉にきちんと整理したものを提出したいと考えており、今までも職員に関する問題はあったが、今後は問題があればきちんと記録したものを残そうと考えていると回答した。
- キ 組合が、A2組合員の原職復帰については、いつどうなるのか問うたところ、B4事務長は、指導の結果をみて判断するとし、今研修のテーマの準備をしており、来週中に一つのテーマに絞った指導等を計画していると回答した。
- ク 組合は、法人がA2組合員に対する処遇文書に基づく調査のほか研修や指導（以下

「A 2 組合員に対する調査等」という。)を行う場合は、団体交渉の場で組合も参加した上で行うよう申し入れたところ、B 4 事務長は了承し、同年11月5日の週にB 1 理事長も出席してA 2 組合員に対する調査等を行う機会を設けることを双方で確認した。

- (18) 同月9日、第7回団体交渉が開催されたが、その概要は、以下のとおりであった。
- ア 組合側はA 1 組合長、A 3 組合顧問及びA 2 組合員が、法人側はB 4 事務長が出席した。
  - イ 組合が、今日はB 1 理事長は出席しないのか問うたところ、B 4 事務長は、団体交渉は自らが担当すると回答した。
  - ウ 組合が、今日は、A 2 組合員に対する調査等はどのように行うのか問うたところ、B 4 事務長は、組合が立ち会う形でのA 2 組合員に対する調査等を行わないと回答した。
  - エ 組合が、処遇文書に基づく調査は、法人の誰が担当し、何人の職員に対して実施しているのか問うたところ、B 4 事務長は、処遇文書に基づく調査はB 1 理事長、B 3 顧問及び看護師長が行い、これまで18人くらいの職員に対して実施したと回答した。
  - オ 組合が、処遇文書に基づく調査において、威嚇や恫喝といったことが行われていると述べたところ、B 4 事務長は、そのようなことがあったとは聞いていないと述べた。
  - カ 組合が、処遇文書に基づく調査を行っているB 1 理事長、B 3 顧問及び看護師長の団体交渉への出席を要求したところ、B 4 事務長は、交渉は自らが対応すると述べた。
  - キ 組合が、A 2 組合員に対する処遇文書に基づく調査は、いつ、どのような方法で行われるのか問うたところ、B 4 事務長は、検討中であると回答した。
  - ク 組合が、10月10日退職勧奨についてどのように考えているか問うたところ、B 4 事務長は、A 2 組合員の生活のことを考えての提案であると回答するとともに、10月10日退職勧奨については、組合とA 2 組合員との間で金銭交渉には応じないという申し合せをしたと聞いたので、以前の団体交渉の場で撤回している旨を述べた。
- (19) 同年11月13日、組合は、法人に対し、処遇文書を撤去するよう再度求めるとともに、威嚇や誘導が行われているとして、処遇文書に基づく調査の中止を求める抗議文を提出した。

#### 第4 当委員会の判断

本件における争点は、①法人がA 2 組合員を看護補助者の業務に配置転換し、現在も原職復帰させないことが法第7条第1号の不当労働行為に該当するか(争点①)、②10月10日退職勧奨が同条第1号又は第3号の不当労働行為に該当するか(争点②)、③処遇文書の掲示及び処遇文書に基づく調査が同条第1号又は第3号の不当労働行為に該当するか(争点③)並びに④B 1 理事長、B 3 顧問及び看護師長の団体交渉への出席拒否をはじめとする法人の団体交渉における対応が不誠実であり、同条第2号の不当労働行為に該当するか(争点④)である。

##### 1 争点①について

###### (1) 当事者の主張

## ア 組合の主張

- (ア) 提案書に対するB 1 理事長の回答は、偽悪感（ママ）をむき出しにして、「提案には飛躍がある」などとA 2 組合員の提案を切って捨てたもので、皮肉ともとれる内容も付け足されていた。
- (イ) A 2 組合員は、医師に意見を言ったことはあるが、問題となる発言をした覚えはないし、まして、カンファレンス終了時にB 1 理事長の発言について「ばかばかしい」などと言ったこともない。また、医師に対して意見を言ったことについて、医師や上司から注意を受けたこともない。
- (ウ) 法人は、A 2 組合員が患者に鼻腔チューブをちらつかせて水を飲むよう迫っていたと主張するが、そのような事実はない。鼻腔チューブを使う場合は、必ず医師の指示の下で行ってきた。
- (エ) 9月26日退職勧奨は、突然で、しかも、役職者2名から怒った口調で言われたため、A 2 組合員は、辞めなければならないのかと思い、退職する旨の書面を明日持ってくるとB 4 事務長に答えてしまったが、その後思い直して組合に加入した。
- (オ) 組合が同月27日にA 2 組合員の組合への加入通知及び団体交渉の申入れを行い、A 2 組合員の労働条件及び身分に関する一切の件については組合と話し合うよう求めたにもかかわらず、その直後に、法人は、A 2 組合員が組合に加入したことを知った上で、准看護師から看護補助者の業務に配置転換し、医療業務に携わらせないで掃除洗濯やどぶさらいをさせるなどして、肉体的・精神的苦痛を与えている。また、その後再三にわたり組合から原職復帰を要求しても、そのめどが立たないとして、原職復帰を拒んでいる。

このような法人の対応は、法第7条第1号に該当する不利益取扱いである。

## イ 法人の主張

- (ア) 病棟会設置の提案は、診療報酬の入院基本料の施設基準に抵触する危険性があるので、受け入れられない。  
また、A 2 組合員は、提案書を作成するに当たって、上司に相談もなく、無断で同僚にアンケートをとり、同僚に不安を生じさせ、混乱を招いたことにより、B 3 顧問から口頭で注意され、指導を受けている。
- (イ) 同月18日、病棟において、A 2 組合員に、患者への外科的処置に関する医師の指示に対して不服を唱える言動があった。  
当該医師から報告を受けたB 1 理事長は、かねてから、A 2 組合員が、カンファレンス終了時にB 1 理事長の発言に対して「ばかばかしい」などと捨てぜりふを残して立ち去るといったことも経験していたことから、これらのA 2 組合員の言動は、医師や正看護師の指示を受けて看護業務に当たるべき准看護師としてあるべき態度ではなく、安全な医療を提供するためには、これ以上一緒に仕事を続けることはできないと判断するに至った。
- (ウ) B 1 理事長の判断に基づき、法人として、A 2 組合員に対し退職を勧奨する方針を決定した上で、同月25日、B 3 顧問が職員に対し、A 2 組合員についてその他に問題事例がなかったか確認したところ、A 2 組合員が病室で患者に対して鼻腔チューブをちらつかせて水を飲むよう迫っていたとの情報が寄せられた。  
また、処遇文書に基づく調査においても同様の情報が確認された。  
このことは、職場での服務規律に関わる問題を超えて、医療の安全を確保する医

療関係法規、患者の権利を守る精神保健福祉法等に関わる問題である。

(エ) 9月26日退職勧奨を行い、残りの年休を消化した上で同年10月4日付けで退職することを打診したところ、A2組合員も了承したことから、A2組合員の退職を踏まえて勤務割表の変更を行った。

(オ) A2組合員が、組合に加入し、退職の意思がないことを表明したことから、医療の安全性や適正な患者の処遇を確保し、職場の秩序を維持するため、A2組合員の「従事する業務内容と担当する職種の変更をした」ものであり、組合に加入したから配置転換をしたわけではなく、法第7条第1号の不当労働行為には当たらない。

また、A2組合員を原職復帰させないのは、准看護師としての適性を欠き、医療従事者としての人道に外れているからであり、法第7条第1号の不当労働行為には当たらない。

## (2) 当委員会の判断

ア 上記第3の2の(2)及び(3)の提案書のやり取り並びに当該やり取りに関する上記(1)のアの(ア)の組合の主張及び上記(1)のイの(ア)の法人の主張からすると、A2組合員が組合に加入する前からA2組合員と法人との関係は、良好ではなかったことがうかがわれる。

イ また、9月26日退職勧奨は、組合加入前に行われており、9月26日退職勧奨の理由及び経緯の当不当は別として、法人は、A2組合員が組合に加入する前から、A2組合員を法人から排除したいと考えていたことがうかがわれる。

ウ 組合は、A2組合員が組合に加入したことを法人が知った上で配置転換をしたことは、法第7条第1号に該当する不利益取扱いであると主張する。

しかしながら、法人としては、組合からの申入れに応じ、それまでのA2組合員を排除したいとの方針を転換し、継続雇用を受け入れているのであって、このことは法人が譲歩する姿勢を見せたものと評価することができる。

その上で、法人としては、継続雇用に应ずる以上は、医療の安全及び患者処遇の適正を確保するため、医師の指示を受けて行う業務及び患者とじかに接する業務に従事させることはできないという法人の方針（以下「医療の安全等を確保するための方針」という。）に基づき配置転換をしたものとするのが自然である。

したがって、上記ア及びイの状況も併せ考慮すると、法人が反組合的な意思を有していたとまではいえず、法第7条第1号の不当労働行為には該当しない。

エ また、組合は、再三にわたる要求にもかかわらず、A2組合員を原職復帰させないことは、法第7条第1号に該当する不利益取扱いであるとも主張する。

しかしながら、上記のとおり法人は、医療の安全等を確保するための方針に基づき配置転換をしたものであるとすると、医療の安全等を確保できると判断できるまでは、原職復帰させることはできないという考え方に基いて原職復帰を拒んでいるものと考えられるのであって、組合員であるが故をもって原職復帰を拒んでいるとまではいえず、法第7条第1号の不当労働行為には該当しない。

オ もっとも、医療機関における安全性の確保を踏まえた配置転換については、当該医療機関として責任ある判断が求められるところ、法人が今後のA2組合員の業務態度等を評価することにより原職復帰させる考えがあったのか、原職復帰させる考えが全くなかったのかについては必ずしも明らかではない。

いずれにせよ、原職復帰が団体交渉事項となっている状況にあつては、法人は、団体交渉において医療機関の立場から必要とされる原職復帰のための具体的な条件や今後の見通し等を明らかにする必要があると考えられるが、当該観点からの不当労働行為の該当性については団体交渉に関わるものであるため、4の争点④で検討することとする。

## 2 争点②について

### (1) 当事者の主張

#### ア 組合の主張

(ア) 10月10日指導後、B3顧問から、上記第3の2の(10)のとおり、10月10日退職勧奨があった。

(イ) 組合が、A2組合員の労働条件及び身分に関する一切の件については組合と話し合うよう申し入れているにもかかわらず、法人が、組合員であることを承知の上でA2組合員に対して金額を提示して一方的に退職を勧めたのは、組合破壊を策したものであり、かつ、組合員の生活を脅かすものであることから、法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たる。

#### イ 法人の主張

(ア) 改めて10月10日退職勧奨を行ったのは、A2組合員の職場での立場や私生活の経済問題を考えて温情の意味でしたことであり、組合員の職場からの排除や組合の壊滅などを狙ったものではなく、法第7条第1号に該当する不利益取扱いではない。

また、組合の運営に対する干渉や組合の自主性を損なう可能性がある行為は行っておらず、法第7条第3号に該当する支配介入はない。

(イ) なお、10月10日退職勧奨については、第4回団体交渉において、B4事務長が撤回している。

### (2) 当委員会の判断

ア 組合は、10月10日退職勧奨は、組合破壊を策し、組合員の生活を脅かすものであると主張する。

イ 10月10日退職勧奨を行ったB3顧問は、上記第3の2の(9)のとおり、いわゆる外部コンサルタントに位置づけられる者であるが、10月10日退職勧奨において、上記第3の2の(10)のとおり、B3顧問から「このことはB1理事長もB4事務長も知っている」という発言があったことからすると、10月10日退職勧奨は、B3顧問により法人の意を体して行われたと考えられる。

ウ 退職勧奨の態様についてみると、10月10日退職勧奨の際に、強迫等があったり、その後も執拗な退職勧奨があったなどという事実は認められないし、10月10日退職勧奨の際のB3顧問の発言は、上記第3の2の(10)のとおりであり、その発言から反組合的な意思をうかがうことはできず、9月26日退職勧奨の延長線上のものともみることができ、組合員であるが故の退職勧奨とは考えがたい。

また、10月10日退職勧奨が行われた直前の同月5日の団体交渉において、法人は、上記第3の2の(8)のイのとおり、組合からの要求に関し、A2組合員の夜勤手当の額について検討する旨発言し、結果として、上記第3の2の(13)のとおり、同月15日にA2組合員の当面の労働条件について確認書を締結しており、10月10日退職勧奨の

前後において、法人の反組合的な意思をうかがわせる事実は認められない。

これらの点を考慮すると、10月10日退職勧奨は、組合員であるが故をもってなされたとはまではいえず、法第7条第1号の不当労働行為には該当しない。

エ しかしながら、雇用継続を求めて組合に加入し、原職復帰を求めた団体交渉も行われている最中の退職勧奨は、A2組合員に、将来に対する不安感を持たせたことは想像に難くない。

このように団体交渉が継続している最中に、団体交渉の経緯を無視した形で退職勧奨が行われたことは、組合の団体交渉権を形骸化させるだけでなく、A2組合員の組合に対する期待を喪失させ、ひいては組合の弱体化を招くおそれがあるものといわざるを得ず、法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

### 3 争点③について

#### (1) 当事者の主張

##### ア 組合の主張

(ア) 処遇文書に記載されているような医師の指示に従わなかったことなどなく、A2組合員が患者に鼻腔チューブをちらつかせて水を飲むよう迫ったというような事実はない。

(イ) このように、処遇文書には法人の一方的な思い込みによる虚偽の事実が記載され、A2組合員の人権と名誉を侵害し、おとしめる内容となっており、長期間掲示されることによって、A2組合員は、著しい精神的苦痛を受け、また、組合としても、円滑な労働組合活動が妨げられている。

(ウ) また、処遇文書に基づく調査においては、職員一人一人に対し、「A2組合員の職場での行状はどうか」、「うそをついたらA2組合員と同罪である」などの詰問や、「A2組合員は重大な法律違反をしている」、「(法人内のある職員と比べて)A2組合員の方がずっと悪いと思う」といった悪罵中傷が行われており、法人は、A2組合員の職場における名誉と地位をおとしめるとともに、処遇文書に基づく調査を通じて職員に脅しをかけることにより、他の職員の組合への加入を妨げようとした。

(エ) 法人においては、これまで職員について問題が生じて、今回のようにその案件を記した文書を病院内に掲示したこと等はないということが団体交渉において明らかになっているが、今回の件で、A2組合員を殊更大きく扱うのは、組合員であるが故である。

(オ) 以上のように、法人による処遇文書の掲示及び処遇文書に基づく調査の実施は、法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たる。

##### イ 法人の主張

(ア) 処遇文書に記載している内容は、全て事実に基づいている。A2組合員については、上記1の(1)のイの(イ)及び(ウ)のとおり、医師の指示に対して不服を唱える言動のほかにも、患者に対して鼻腔チューブをちらつかせて水を飲むよう迫っていたとの情報が確認された。

(イ) このことは、医療の安全性や適正な患者の処遇に関する問題であり、医療機関として、事実を調査し、対応を図った上で記録を残す必要があったため、処遇文書を掲示することにより、職員に対し協力を依頼したものである。



(ウ) 処遇文書に基づく調査において、職員を威嚇するような調査を行った事実はない。処遇文書に基づく調査として、患者及び複数の職員に対する聴取を平成30年10月24日から同月31日にかけて3回に分けて行った結果、A2組合員が患者に対して鼻腔チューブをちらつかせて水を飲むよう迫ったという事実のほかにも、注意・指導が必要と思われる不適切な言動が確認された。

なお、処遇文書に基づく調査の結果を踏まえ、A2組合員に対する書面による注意・指導を検討したものの、同月10日の団体交渉において、10月10日指導に係る覚書へのA2組合員の署名捺印が議論になった際に、組合からA2組合員に対し「法人が準備した書面にサインをしてはいけない」という指導が行われていたことを考慮し、注意・指導は見送った。

(エ) 過去10年において、A2組合員以外の職員の業務上の不適切な行為に対しては、当該職員を解雇するなどして対応してきた。

(オ) 以上のように、処遇文書の掲示及び処遇文書に基づく調査は、医療の安全性や患者処遇の適正を確保するために行ったものであり、法第7条第1号及び第3号の不当労働行為には当たらない。

## (2) 当委員会の判断

ア 法人は、医療機関として、医療の安全等を確保するために必要な措置を講ずることができるし、また、講じなければならないが、当該措置を講ずるに当たっては、その手続及び内容が妥当なものであることが求められる。

イ 法人は、処遇文書に記載されている内容は全て事実に基づいていると主張するが、A2組合員本人に対し当該事実について確認をしたという事実は認められない。

このように、A2組合員本人に対する事実確認を行わないままに、あたかも問題行為があったかのような前提で職員に対し処遇文書を掲示したことは、A2組合員の職場における名誉を一方的におとしめるものであり、不適切な行為というべきである。

しかしながら、処遇文書中にはA2組合員の言動を非難する内容の記載があるものの、上記1の(2)のアのとおり、A2組合員が組合に加入する前から、A2組合員と法人との関係は良好ではなかったこと、上記1の(2)のイのとおり、法人は、A2組合員が組合に加入する前から、A2組合員を法人から排除したいと考えていたことを考慮すると、組合員であるが故の記載であると断定することはできない。

また、処遇文書中には、組合に言及したものとして「今回の一連の外部労組との交渉の中で、B2病院の職員指導の在り方の不十分さに気づかされた」という記載が見られるが、この記載自体には反組合的な意思は認められないし、他に組合を嫌悪したり、敵視したりする類いの記載は見られない。

併せて、処遇文書に基づく調査の目的は、「偏りのない、公正な判断をできる仕組みを構築したい」というもので、一定の合理性が認められること、処遇文書が掲示された2日前には、団体交渉において労使双方が合意に至った労働条件について確認書が締結されていることなどを考慮すると、法人が反組合的な意思を有していたとまでは認められない。

ウ 組合は、処遇文書に基づく調査において、職員に対し「うそをついたらA2組合員と同罪である」といった発言やA2組合員に対する悪罵中傷があったと主張する。

法人は、当該発言を否認しており、このような発言があったかどうかは明らかでないが、仮にこのような発言があったとしても、その真意は、処遇文書に基づく調査に

において真実を語らないと、医療上の問題行為に加担することになるという意味だと解釈することができるのであって、A2組合員の組合加入や組合活動を非難するものとは認められない。

A2組合員に対する悪罵中傷についても、その内容は、組合によると、B3顧問らが他の職員を調査した際に「A2組合員は重大な法律違反をしている」、「(法人内のある職員と比べて)A2組合員の方がずっと悪いと思う」という発言をしたというものであるが、その発言の適否は別として、そこに反組合的な意思までは認められない。

エ また、組合は、法人においてこれまで業務上問題のある職員に対して処遇文書の掲示等と同様の措置がとられたことはなかったにもかかわらず、殊更A2組合員を問題視するのは組合員であるが故であると主張する。

しかしながら、近年法人においては、その適否は別として、問題のある職員は解雇等により職場から排除する措置をとってきたという法人の主張を踏まえると、A2組合員については継続雇用としたが故に、過去の他の問題のある職員とは異なる対応がとられたとみることもできる。

オ これらの点を総合的に考慮すると、処遇文書の掲示及び処遇文書に基づく調査は、組合員であるが故をもってなされたとはまではいえないことから、法第7条第1号の不当労働行為には該当しない。

カ しかしながら、団体交渉が継続している最中に、団体交渉の経緯を無視した形で処遇文書の掲示及び処遇文書に基づく調査が行われたことは、組合の団体交渉権を形骸化させるだけでなく、A2組合員の組合に対する期待を喪失させ、ひいては組合の弱体化を招くおそれがあるものといわざるを得ない。

また、これまで法人において本件のような調査手法がとられたことがないにもかかわらず、A2組合員を対象とした処遇文書の掲示及び処遇文書に基づく調査が行われたという事実は、他の職員にとって、組合に加入したり、組合活動することをちゅうちょさせる可能性があることは否定できない。

これらの点を考慮すると、処遇文書の掲示及び処遇文書に基づく調査は、法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

#### 4 争点④について

##### (1) 当事者の主張

###### ア 組合の主張

(ア) 団体交渉の担当者であるB4事務長は、9月26日退職勧奨、10月10日指導、10月10日退職勧奨及び処遇文書の掲示等に関して肝心のことになることになると、当事者本人に聞かないと分からない、調べておくなどと回答するだけで、事実を明らかにしようとしなない。事実を明らかにするため、当事者であるB1理事長、B3顧問及び看護師長の団体交渉への出席を求めてきたが、法人は拒否している。

また、B4事務長は、確認書の締結に際し個人印で対応しており、このことは、話し合いにおける法人の代表者としての自覚が欠けている証左である。

(イ) B4事務長は、第6回団体交渉において、団体交渉の場で組合立会いの上でB1理事長も出席してA2組合員に対する調査等を行う旨を了承したにもかかわらず、第7回団体交渉にB1理事長は出席せず、組合立会いの上でのA2組合員に対

する調査等を一方的に中止した。

(ウ) また、法人は、組合の要求や問いに対して抽象的な説明を繰り返し、具体的な説明を行っておらず、A 2 組合員の原職復帰に関する交渉は全く前進していない。

(エ) このような団体交渉における法人の対応は、不誠実であり、法第 7 条第 2 号の不当労働行為に当たる。

#### イ 法人の主張

(ア) 法人としては、事務管理者たる B 4 事務長に団体交渉に係る一切の任に当たらせているが、B 4 事務長が承知しきれていない事柄について、その場で回答できないこともある。

(イ) 団体交渉の場で組合立会いの上で B 1 理事長も出席して A 2 組合員に対する調査等を行うことについては、法人内で協議した結果、そもそも団体交渉とは両立しないと判断し、中止したものである。

(ウ) 団体交渉の申入れは一切拒否することなく、合意に至った内容については確認書を締結するなど誠実に対応しており、法第 7 条第 2 号の不当労働行為には当たらない。

#### (2) 当委員会の判断

ア 団体交渉における交渉担当者については、必ずしも代表権のある者が出席することを要するものではなく、責任ある応答ができる者が出席していれば足りる。

この点、A 2 組合員の当面の労働条件について合意に至り、上記第 3 の 2 の (13) のとおり確認書を締結していることからすると、B 4 事務長は、一定責任ある応答をする権限を有していたものと判断することができる。

なお、組合は、確認書において B 4 事務長がその個人印を使用していることをもって法人の代表者としての自覚が欠けていると主張するが、B 4 事務長が個人印を使用した意図は不明であるものの、確認書で合意した事項について履行が滞っている事実は確認できないことに照らしても、当該合意において B 4 事務長が責任ある応答ができていないとまではいえないことから、B 1 理事長等の出席が必須であったとまではいえない。

イ 組合は、第 6 回団体交渉において、B 4 事務長は、B 1 理事長も出席して団体交渉の場で A 2 組合員に対する調査等を行うことを了承したにもかかわらず、一方的に中止したと主張する。

組合立会いの上での B 1 理事長の出席による A 2 組合員に対する調査等については、法人が、組合からの申入れを了承した以上、中止するに当たっては、組合の理解を得るよう努力すべきであるにもかかわらず、代替案の提示はおろか、今後の調査方針等すら明らかにしないままであった。

ウ 一般に、労働契約の締結の際に、又はその展開の中で、当該労働者の職種が限定されている場合は、この職種の変更は一方的命令によってはなし得ないとされている。

上記 1 の (1) のイの (オ) のとおり、法人が、A 2 組合員の「従事する業務内容と担当する職種の変更をした」というのであれば、その目的、必要性等をより丁寧に説明することが求められるところ、7 回にわたる団体交渉において、この点について丁寧な説明があったとは認めがたい。

エ また、法人は、団体交渉において、A 2 組合員の原職復帰について、一貫して検討中であるとし、具体的な原職復帰の条件、今後の見通し等を一切明らかにしていない

い。

仮に、法人にA2組合員を原職復帰させる意思が全くなかったとしても、その方針について組合と議論するために、その方針を団体交渉の場で明らかにすべきであったと考えられる。

このような法人の対応により、組合は、A2組合員の原職復帰の見通しが立たないことはもとより、原職復帰に向けてどのような取組が必要になるのかさえ判断できない状態に留め置かれた。

オ 以上のとおりであり、団体交渉にB1理事長等を出席させなかったことは不誠実とまではいえないものの、一旦了承した組合立会いの上でのB1理事長の出席によるA2組合員に対する調査等を一方的に中止し、今後の調査方針等も示さず、また、A2組合員の具体的な原職復帰の条件、今後の見通し等を一切明らかにしないなど、法人の対応は不誠実なものといわざるを得ず、法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

#### 5 救済の方法について

本件における救済方法は、主文に掲げるものとすることをもって足りると考える。

### 第5 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、法第27条の12及び労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり命令する。

令和元年11月12日

高知県労働委員会  
会長 下元 敏晴

#### (4) 審査期間の目標の達成状況等

高知県労働委員会では、不当労働行為救済申立てから事件終結までの期間の目標を1年以内としている（平成17年3月17日第485回公益委員会議決定）。

平成17年3月17日以降に申立てがあった事件で終結したものは15件あり、そのうち1年以内に終結した事件は10件であった。また、この15件の平均所要日数は329日であった。

**第1表 終結事件（平成17年3月17日以降申立分）の審査状況**

事件番号	申立年月日	終結年月日	所要日数	審査回数			終結事由
				調査	審問	和解	
17年（不）1号	17.10.6	17.11.7	33				無関与和解
18年（不）1号	18.7.27	19.3.23	240	3	3		命令（棄却）
19年（不）1号	19.5.29	20.2.25	273	3	3		命令（一部救済）
21年（不）1号	21.1.9	21.4.22	104	2			取下
20年（不）1号	20.1.10	21.8.24	593	6	4	2	命令（一部救済）
22年（不）2号	22.8.31	23.1.5	128	2			取下
22年（不）1号	22.8.31	23.7.21	325	5			取下
23年（不）1号	23.1.7	23.8.24	230	3	2		命令（棄却）
24年（不）1号	24.7.12	25.12.3	510	5	3	3	関与和解
27年（不）2号	27.12.11	28.8.8	242	3		3	関与和解
28年（不）1号	28.1.7	29.2.10	401	4	1		命令（一部救済）
27年（不）1号	27.2.16	29.3.30	774	5	3	1	関与和解
28年（不）2号	28.10.25	30.1.25	458	7			命令（一部救済）
29年（不）1号	29.7.6	30.3.23	261	3			命令（棄却）
30年（不）1号	30.11.28	1.11.25	363	6		1	命令（一部救済）
計（15件）	—	—	4,935	57	19	10	

平均所要日数 全体（15件）： 329日  
 命令・決定事件（8件）： 352日  
 取下・和解事件（7件）： 302日

**第2表 終結事件の平均所要日数（昭和24年～令和元年）**

	のべ所要日数	終結件数	平均所要日数
命令・決定事件	17,051	39	437
取下・和解事件	90,994	159	572
計	108,045	198	546

（注） 令和2年3月31日までに終結した事件を集計

**第3表 審査期間別終結件数（命令・決定事件）**

審査期間 終結年度	～30日	31～90日	91～ 180日	181～ 365日	1年超～ 1年半	1年半超 ～2年	2年超 ～3年	3年超	計
S24～33		2	1	1		1			5
S34～43		1	3	2				1	7
S44～53			1		3	1	1		6
S54～63						2			2
H元～10				2	2	2	4		10
H11～20				2	1				3
H21～30				2	2	1			5
R元				1					1
計		3	5	10	8	7	5	1	39

**第4表 審査期間別終結件数（取下・和解事件）**

審査期間 終結年度	～30日	31～90日	91～ 180日	181～ 365日	1年超～ 1年半	1年半超 ～2年	2年超 ～3年	3年超	計
S24～33	17	6	4	1	1	1			30
S34～43	8	23	7	13	6	2			59
S44～53	2	4	2	2	2	1	4	1	18
S54～63	1	3	5	1	2	2	1	12	27
H元～10			1	1	5	2	1	3	13
H11～20		1	1	1					3
H21～30			2	2	1		1	3	9
R元									
計	28	37	22	21	17	8	7	19	159

## 第 4 節 地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく認定・告示

### 概 況

労働委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、地方公営企業及び特定地方独立行政法人に勤務する職員が結成し、又は加入する労働組合について、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲（いわゆる非組合員の範囲）を認定し、告示することとされている。

なお、令和元年度に認定・告示はなかった。

## 第 5 節 個別労働紛争の解決促進

平成13年4月から、地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の委任を受け、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（個別労働紛争）に係る労働相談及びあっせんを行っている。

### 1 労働相談

#### 概 況

個々の労働者と事業主との間の労働問題に関する相談があった場合は、事務局職員が、問題解決に向けた情報提供や助言、適切な機関の紹介などを行っている。

令和元年度に取り扱った労働相談の件数は450件であった。そのうち、労働者からの相談が444件、使用者からの相談が6件で、相談内容では「パワハラ・嫌がらせ」が133件で最も多く、次いで、「その他」を除くと、「退職」が96件、「年次有給休暇」が64件であった。企業規模別では、「不明」を除くと、30人未満の企業が多かった。

なお、令和元年度も県内の労働相談機関と連携して合同労働相談会を実施した。

#### 【合同労働相談会の概要】

- (1) 日 時 : 令和元年10月18日（金）午前10時～午後5時
- (2) 場 所 : 高知県庁北庁舎
- (3) 相談件数 : 19件
- (4) 相談内容 : パワハラ・嫌がらせ8件、賃金未払5件、退職2件  
など、計27件  
(1件の相談で複数の相談内容に該当する場合、それぞれの内容で計上しており、相談件数の合計と相談内容の合計は一致しない。)
- (5) 相談担当機関 : 弁護士会、司法書士会、社会保険労務士会、労働局雇用環境・均等室、県商工労働部雇用労働政策課、労働委員会事務局

#### 第1表 労働相談件数の推移

年度	29年度	30年度	元年度	計
実件数	356 (15)	401 (11)	450 (19)	1,207 (45)

(注) ( ) 内は、合同労働相談会の件数で内数である。



第2表 労働相談の内訳

相談内容	企業規模		計		30人未満		30～99人		100～299人		300人以上		不明	
	労	使	労	使	労	使	労	使	労	使	労	使	労	使
実件数	450	444	6	104	1	34	1	27	1	41		238	3	
経営又は人事	167	167		44		12		13		11		87		
ア 解雇（エ①の懲戒解雇は除く）	39	39		14		1		2		2		20		
① 整理解雇	10	10		7		1						2		
② 普通解雇	19	19		3						2		14		
③ 退職強要	3	3		2								1		
④ 契約更新拒否、雇止め	7	7		2				2				3		
イ 配置転換、出向・転籍	20	20		3		3		2		2		10		
ウ 復職	1	1								1				
エ 懲戒処分	5	5		2				2		1				
① 懲戒解雇	1	1		1										
② その他の懲戒処分	4	4		1				2		1				
オ 退職	96	96		24		8		5		5		54		
カ 勤務延長、再雇用	1	1		1										
キ その他経営又は人事	5	5						2				3		
賃金等	102	100	2	37		6	1	3		5		49	1	
ク 賃金未払い	41	41		22		3						16		
ケ 賃金増額	1	1										1		
コ 賃金減額	13	13								2		11		
サ 一時金	10	10		2		2		1		2		3		
シ 退職一時金	4	4		2								2		
ス 解雇手当	7	7		5								2		
セ 休業手当	6	5	1	1								4	1	
ソ 諸手当	6	6		1				1				4		
タ その他賃金	14	13	1	4		1	1	1		1		6		
チ 年金（企業年金、厚生年金等）														
労働条件等	253	252	1	69		24		23		19		117	1	
ツ 労働契約	29	29		6		3		1		1		18		
テ 労働時間	31	31		12		2				3		14		
ト 休日・休暇	12	12		6		2		1				3		
ナ 年次有給休暇	64	63	1	15		5		7		2		34	1	
ニ 育児休業・介護休業	4	4		2								2		
ヌ 時間外労働	39	39		12		9		3		6		9		
ネ 安全・衛生	4	4		2						1		1		
ノ 福利厚生制度	1	1		1										
ハ 社会保険	17	17		3		1		3		1		9		
ヒ 労働保険	42	42		8		2		6		4		22		
フ その他の労働条件等	10	10		2				2		1		5		
職場の人間関係	142	141	1	31		16		8	1	22		64		
ヘ セクハラ	9	9		3		1				1		4		
ホ パワハラ・嫌がらせ	133	132	1	28		15		8	1	21		60		
その他	108	102	6	28	1	7	1	3	1	6		58	3	
マ その他	108	102	6	28	1	7	1	3	1	6		58	3	
総計	772	762	10	209	1	65	2	50	2	63		375	5	

(注) 平成26年度から、1件の相談で複数の相談内容に該当する場合、それぞれの内容で計上しており、相談件数の合計と相談内容の合計は一致しない。  
平成26年度以降は、合同労働相談会の件数を含んでいる。

## 2 個別労働紛争のあっせん

### (1) 概況

個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する紛争について、当事者の申請に基づいてあっせんを行っている。

令和元年度は、新規申請が5件で、全て労働者からの申請であった。

取り扱った6件の全てが終結した。その内訳は、打切4件、不参加2件であった。

**第1表 取扱件数**

年度	区分	前年度 繰越	新規申請			合計	処理状況	
			労働者	使用者	計		終結	繰越
29年度			8		8	8	7	1
30年度		1	4	1	5	6	5	1
元年度		1	5		5	6	6	
計		2	17	1	18	20	18	2

**第2表 申請内容内訳（新規申請分）**

区分	29年度		30年度		元年度		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
解雇・退職強要・雇止め	5	55.6%	2	28.6%			7	25.9%
配置転換、出向・転籍					1	9.1%	1	3.7%
復職								
懲戒処分					1	9.1%	1	3.7%
退職			1	14.3%			1	3.7%
勤務延長、再雇用								
その他経営又は人事					1	9.1%	1	3.7%
賃金未払	1	11.1%			1	9.1%	2	7.4%
賃金増額								
賃金減額					1	9.1%	1	3.7%
一時金								
退職一時金								
解雇手当								
休業手当								
諸手当					1	9.1%	1	3.7%
その他賃金								
年金(企業年金・厚生年金等)								
労働契約								
労働時間								
休日・休暇								
年次有給休暇					1	9.1%	1	3.7%
育児休業・介護休業								
時間外労働								
安全・衛生								
福利厚生制度								
社会保険								
労働保険								
その他の労働条件等								
セクハラ								
パワハラ・嫌がらせ	3	33.3%	2	28.6%	3	27.3%	8	29.6%
その他			2	28.6%	1	9.1%	3	11.1%
計	9	-	7	-	11	-	27	-

(注) 1件の申請で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分に計上しており、第1表の新規申請の件数の計とは一致しない。

第3表 終結処理区分

区分	年度	29年度		30年度		元年度		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
終結	不開始								
	不参加	3	42.9%	2	40.0%	2	33.3%	7	38.9%
	打切	1	14.3%	1	20.0%	4	66.7%	6	33.3%
	取下								
	解決	3	42.9%	2	40.0%			5	27.8%
	合計	7	—	5	—	6	—	18	—
翌年度繰越		1	—	1	—		—	—	—

(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

事件番号	受付日	申請区分	申請事項	処理結果	あつせん期日	終結日	あつせん員		
						処理日数	公	労	使
31(個)262号 医療・福祉	31.3.26	労	退職強要や上司の発言による精神的苦痛への損害賠償等	打切	31.4.17	31.4.17 23日	川田	岡林	長瀧

(新規受付)

事件番号	受付日	申請区分	申請事項	処理結果	あつせん期日	終結日	あつせん員		
						処理日数	公	労	使
元(個)263号 学術研究・専門・技術サービス業	1.5.28	労	降格処分及び役職手当不支給の撤回	打切	1.6.28 1.7.11 1.7.31 1.8.2	1.8.2 67日	鶴岡	池澤	三宮
元(個)264号 製造業	1.7.26	労	パワハラ等の謝罪及び懲戒処分の撤回等	打切	1.8.22	1.8.22 28日	藤原	武政	小笠原
元(個)265号 宿泊業・飲食サービス業	1.10.18	労	未払賃金の支払	不参加		1.12.10 54日	川田	筒井	加藤
元(個)266号 医療・福祉	1.11.1	労	有休買取相当額及びパワハラに対する慰謝料の支払	不参加		2.1.29 90日	鶴岡	武政	西山
元(個)267号 医療・福祉	2.1.28	労	パワハラ等の謝罪及び配置転換の撤回	打切	2.2.26	2.2.26 30日	藤原	筒井	長瀧

- (注) 1 事件番号は、暦年+通し番号  
2 処理日数は、受付日から終結日までの日数

# 資料

## 1 労働争議調整事件 調整内容別件数表 (昭和21年～令和元年)

(単位：件)

区分	年	S 21	S 22	S 23	S 24	S 25	S 26	S 27	S 28	S 29	S 30	S 31	S 32	S 33	S 34	S 35	S 36	S 37	S 38	S 39	S 40
賃上げ			3 調3	13 調7	7 調4		6 調2	5 調1	7	5 調1	3	3	8	4	2	1	9	7	2	5	4
解雇		4 調1		5	3 調1	4 調2	1	2	2	10	6	3	5	8	3	3	3	2	3 仲1	3	7
一時金					1	1	2	4 調1	2	6	5	6	3	2	1	9	7	5	3	8	
労働協約・労働条件			3 調3	2	4	7 調4		1	6 仲1	1	1	1	2	4	1		1	2	1	1	
未払賃金				2	1	3 調3		5	4	2	5	1	2	1	1					1	
工場閉鎖・人員整理				1	8 調3	7 調2		1		1		1	1	1	2		2	1		1	3
退職金・予告手当					2	10	1	1			3		1	3			1		3		
賃下げ撤回					1 調1					1	1				1		1				
非組合員の範囲									1												
団交拒否				1					1											2	
支配介入					1																
第2組合への解散命令				1																	
その他			1 調1	1	1	1		1		2		1		1	2	1		1	1		1
計		4 調1	7 調7	24 調7	28 調8	35 調	9 調2	18 調1	25 調1 仲1	24 調1	25	15	25	25	14	6	26	20	15 仲1	16	23

区分	年	S 41	S 42	S 43	S 44	S 45	S 46	S 47	S 48	S 49	S 50	S 51	S 52	S 53	S 54	S 55	S 56	S 57	S 58	S 59	S 60
賃上げ		5	2	5 調1	4	10	17	5	6	8	3	2	4	6	3	2	4	7	6	7	
解雇			3 調1	4	5	2	5	8	4	1	2	5	2	3		3	3	1	1	3 調1	1
一時金		4 調1	2	2	8	2	6	2	2	4	3	5	4	4	4	1	3	8	6		2
労働協約・労働条件		2	2	2	1		1	2		1		2	4	2	7	4	4	4	3	4	1
未払賃金			1				2				1	1				4				1	
工場閉鎖・人員整理		5					5	1		1				1	3		2		1	5	
退職金・予告手当							4				1			1	2			1			
賃下げ撤回																					
非組合員の範囲																					
団交拒否		5		3	1	17	3		3	1	2	2	2	3	1	2	2	9	7	6	11
支配介入			1			1															
第2組合への解散命令																					
その他		1	2			1				1	3			2	1	1	3	4	2	3	8 調1
計		22 調1	13 調1	16 調1	19	32	44	18	15	17	14	17	17	22	21	17	21	34	26	29 調1	23 調1

年 区分	S 61	S 62	S 63	H 元	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
賃上げ	1	2		2	3	1	2	4	6		3	3	1	1		1	2		2	
解雇			1			1	3		2	2	2	1 調1				2				
一時金	4	4	1	2	3	1	2		1	2	3	1	1	3 調3	4 調2		2	1		
労働協約・ 労働条件		2	2	1	3	1	4	5	5	3	1	4 調1	1		1 調1					
未払賃金			1																	
工場閉鎖・ 人員整理																				
退職金・ 予告手当										1	1	1	1						1	
賃下げ撤回																				
非組合員 の範囲																				
団交拒否	3	2	1	3	7	4	5		1	2	4	4		1	2	3 調1	1	2	2	4 調1
支配介入																				
第2組合へ の解散命令																				
その他	4			2	3	3		1		2			1	1			1			
計	12	10	6	10	19	11	16	10	15	11	14	14 調2	5	7 調3	7 調3	6 調1	6	3	5	4 調1

年 区分	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	計
賃上げ									1		1		1		237 調19
解雇	1		3	3	1	1	2			3					161 調7 仲1
一時金	1				1	1							1		176 調7
労働協約・ 労働条件		1	3	3				1			1				126 調9 仲1
未払賃金	1	1		1	1				1					1	45 調3
工場閉鎖・ 人員整理															54 調5
退職金・ 予告手当			1		1	1									42
賃下げ撤回															5 調1
非組合員 の範囲															1
団交拒否	3	2	1	1	6	2		2	1	1	1		1		156 調2
支配介入															3
第2組合へ の解散命令															1
その他					1	2	2 仲1			2		2	1		75 調2 仲1
計	6	4	8	8	11	7	4 仲1	3	3	6	3	2	4	1	1,082 調55 仲3

(注1) 調は調停の件数を、仲は仲裁の件数を示し、内数である。

(注2) 平成13年以降は年度で計上（平成13年1～3月分は平成13年度に計上）。

## 2 労働争議調整事件 処理区分表 (昭和21年～令和元年)

(単位：件)

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
新規申請件数		4	7	24	28	35	9	18	25	24	25	15	25	25	14	6	26	20	15	16	23
処理区分	取 下		1	3	2	3		3	6		4		2	9	4		6	7	1	4	13
	解 決	1	7	17	20	25	8	11	14	17	17	15	19	12	7	6	13	9	13	9	9
	打 切			2	6	3	2	1	6	4	5	1	2	4	3		7	2	4	1	3
	不 調			1	2	2	1	1													
	却 下		1																		
	裁 定								1												
	移 管													2							
	計	1	9	23	30	33	11	16	27	21	26	16	23	27	14	6	26	18	18	14	25
翌年への繰越		3	1	2	0	2	0	2	0	3	2	1	3	1	1	1	3	0	2	0	

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	
		41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
新規申請件数		22	13	16	19	32	44	18	15	17	14	17	17	22	21	17	21	34	26	29	23
処理区分	取 下	6	8	3	9	20	17	8	1		1	1	2	1	4	3	3	3		5	3
	解 決	3	3	8	8	6	13	5	8	14	12	15	13	15	9	8	11	15	15	9	6
	打 切	9	6	3	4	5	11	7	5	2	4	2	2	5	6	8	5	17	13	14	13
	不 調																				1
	却 下																				
	裁 定																				
	移 管																				
	計	18	17	14	21	31	41	20	14	16	17	18	17	21	19	19	19	35	28	28	23
翌年への繰越		4	0	2	0	1	4	2	3	4	1	0	0	1	3	1	3	2	0	1	1

区分	年	S	S	S	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	
		61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
新規申請件数		12	10	6	10	19	11	16	10	15	11	14	14	5	7	7	6	6	3	5	4
処理区分	取 下	1	2			3	1	2	2		1	1		2	1	1	1				2
	解 決	4	3	2	5	8	4	5	2	6	7	7	5	4	4	4	4	5	2	2	2
	打 切	7	5	4	5	7	8	7	8	6	3	8	6	1	2	1	1	1	1	1	1
	不 調									1					1	1					1
	却 下																				
	裁 定																				
	移 管																				
	計	12	10	6	10	18	13	14	12	13	11	16	11	7	8	7	6	6	3	3	6
翌年への繰越		1	1	1	1	2	0	2	0	2	2	0	3	1	0	0	0	0	0	2	0

区分	年	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	R	計
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
新規申請件数		6	4	8	8	11	7	4	3	3	6	3	2	4	1	1,082
処理区分	取 下	1			2		1		1		2	1		1		195
	解 決	5	2	4	4	6	5	2	1	2	1	1	1	2		566
	打 切		2	3	2	4	3	1	2	1	2	1	2	1		304
	不 調															12
	却 下															1
	裁 定															1
	移 管															2
	計		6	4	7	8	10	9	3	4	3	5	3	3	4	0
翌年への繰越		0	0	1	1	2	0	1	0	0	1	1	0	0	1	

(注) 平成13年以降は年度で計上 (平成13年1～3月分は平成13年度に計上)。

### 3 労働争議実情調査件数表 (昭和30年～令和元年)

(単位：件)

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	
		30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
開 始		35	13	16	29	14	16	17	18	12	16	20	21	26	27	24	33	29	24	30	32
終 結		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	19	20	26	23	28	30	26	21	29	28
繰 越		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1	2	2	6	2	5	8	11	12	16

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	H	H	H	H	H	H	H	
		50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6
開 始		26	21	33	29	36	36	32	23	31	25	24	18	21	26	24	30	36	39	40	30
終 結		31	23	30	37	32	40	36	19	33	25	22	22	20	24	25	31	35	37	32	40
繰 越		11	9	12	4	8	4	0	4	2	2	4	0	1	3	2	1	2	4	12	2

区分	年	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
開 始		35	28	25	25	29	34	39	24	24	18	24	20	27	23	32	26	37	29	35	25
終 結		36	25	28	26	27	33	32	28	21	17	25	20	24	24	28	31	33	34	33	26
繰 越		1	4	1	0	2	3	10	6	9	10	9	9	12	11	15	10	14	9	11	10

区分	年	H	H	H	H	R	計
		27	28	29	30	元	
開 始		28	28	30	17	29	1,723
終 結		27	27	34	17	31	1,717
繰 越		11	12	8	8	6	

(注) 平成13年以降は年度で計上 (平成13年1～3月分は平成13年度に計上)。

#### 4 資格審査 立証目的別受付件数表 (昭和24年～令和元年)

(単位：件)

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
委員推薦		29	98	75	111	58	14	27	26	23	18	19	16	4	10		7	1	4		
不当労働行為			1		1	3	2	1	1		3	3	5	8	4	5	4	6	6	6	3
法人登記		6	3	6	2	4	4	3	1		2	1	1		2	3					3
労働者供給事業		4	2	1					1								2		2		2
労組法第18条										1											
総会で特に必要と認めたもの			1				1														
旧法にあっせん よるもの調停		5	22	4	5																
計		45	135	89	119	65	21	31	29	24	23	23	22	12	16	8	13	7	12	6	8

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
		44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
委員推薦		4		2		1	2		2		2		2		2		2	1	2		3
不当労働行為		2	5	3	3		3	2	2	2		4		2	2	2	1	5		1	2
法人登記			2	1		1	1	1			3	1	1						1		
労働者供給事業			2		2		2		2		2		2		2		2		2	1	
労組法第18条																					
総会で特に必要と認めたもの																					
旧法にあっせん よるもの調停																					
計		6	9	6	5	2	8	3	6	2	7	5	5	2	6	2	5	6	5	2	5

区分	年	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
委員推薦			2		4			2	3	1	2	2	2	4		3		2		2	1
不当労働行為			4	2		4	1	5	1		1	1	2			5		1	1	2	1
法人登記		2											1	1				1		1	
労働者供給事業		2		1	2				1	1											
労組法第18条																					
総会で特に必要と認めたもの																					
旧法にあっせん よるもの調停																					
計		4	6	3	6	4	1	7	5	2	3	3	5	5	0	8	0	4	1	5	2

区分	年	H	H	H	H	H	H	H	H	H	R	計
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
委員推薦		2		2		3	1	2		2		609
不当労働行為			2		1		1	2	1	1	1	143
法人登記					1		1					61
労働者供給事業												40
労組法第18条												1
総会で特に必要と認めたもの												2
旧法にあっせん よるもの調停												36
計		2	2	2	2	3	3	4	1	3	1	904

(注) 平成13年以降は年度で計上 (平成13年1～3月分は平成13年度に計上)。



5 不当労働行為救済申立事件 申立内容別件数表 (昭和24年～令和元年)

(単位：件)

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	
		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
解 雇		4	1		5	2	2	2	2		2	3	1	7	6	3	1	4	3	3	3	1			1		
不 利 益 処 分		2				1						1			1	1			7	8	1	8	3	1	2	1	
工場閉鎖・人員整理			1	1				1						1													
団 交 拒 否			1		2	1	1	1	1					2	1	1	2	1	3	1			1		1		
支 配 介 入		1				1					1	1	2			2		1		2			3	1			
第2組合の解散命令													2														
計		7	3	1	7	4	4	4	3	0	3	4	6	9	8	7	4	6	6	13	11	2	12	4	3	2	1

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	
		50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
解 雇											1						1										
不 利 益 処 分		2	1	2	1	1		1	1	1	1	4	1	1	2		1		1	2	1		1		1	1	
工場閉鎖・人員整理		1				1																					
団 交 拒 否						1	2					1										2					
支 配 介 入		1				1			1	1						3	1		1	2					1		
第2組合の解散命令																											
計		4	1	2	1	4	2	1	2	2	1	6	1	1	2	0	4	2	1	3	3	2	1	0	1	1	1

区分	年	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	R	計
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
解 雇						1										1					60
不 利 益 処 分				4				1			1							1			81
工場閉鎖・人員整理																					6
団 交 拒 否						1		1	1		2		1		1	2		1			36
支 配 介 入																					27
第2組合の解散命令																					2
計		0	0	4	0	1	1	2	1	0	3	0	1	0	1	2	1	1	1	0	212

(注) 平成13年以降は年度で計上 (平成13年1～3月分は平成13年度に計上)。

6 不当労働行為救済申立事件 処理区分表 (昭和24年～令和元年)

(単位：件)

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S		
		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
新規申立件数		7	3	1	7	4	4	4	3	0	3	4	6	9	8	7	4	6	6	13	11	2	12	4	3	2	1	
処理区分	取 下	2	4	1	7	3	4	1	3	1	3	5	4	9	6	8	4	5		8	10	1	4		2	2		
	却 下	1						1																				
	棄 却		1														1			1				1				
	救 済		1					1									1	1	1	2		1	1				2	
	和 解	1																								1	1	
	移 送																											
	計		4	6	1	7	3	4	3	3	1	3	5	4	9	6	8	6	6	1	11	10	2	5	1	2	3	3
翌年への繰越		3	0	0	0	1	1	2	2	1	1	0	2	2	4	3	1	1	6	8	9	9	16	19	20	19	17	

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	
		50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
新規申立件数		4	11	2	1	4	2	1	2	2	1	6	1	1	2	0	4	2	1	3	3	2	1	0	1	1	1	
処理区分	取 下			1	1	3	10	1	1		1	1						3	3					2			1	
	却 下																											
	棄 却																				3	1						
	救 済		1				1							1			2			2	1	1						
	和 解	3	1	1		2		3	1			1	1	2			1		2					1	1			
	移 送																											
	計		3	2	2	1	5	11	4	2	0	1	2	1	3	0	0	3	3	5	2	1	4	1	3	1	0	1
翌年への繰越		18	27	27	27	26	17	14	14	16	16	20	20	18	20	20	21	20	16	17	19	17	17	14	14	15	15	

区分	年	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	R	計	
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元		
新規申立件数		0	0	4	0	1	1	2	1	0	3	0	1	0	1	2	1	1	1	0	212	
処理区分	取 下									4	1	1									131	
	却 下																					2
	棄 却						1					1						1				11
	救 済	1						1		1							1	1		1		26
	和 解			1		1								1			2					28
	移 送																					0
	計		1	0	1	0	1	1	1	0	5	1	2	0	1	0	0	3	2	0	1	198
翌年への繰越		14	14	17	17	17	17	18	19	14	16	14	15	14	15	17	15	14	15	14		

(注) 平成13年以降は年度で計上 (平成13年1～3月分は平成13年度に計上)。

## 7 不当労働行為救済申立事件 命令・再審査・行政訴訟一覽表

No.	事 番 号	7 条 号	命 令	再 審 査	行 政 事 件 訴 訟		
					地 裁	高 裁	最 高 裁
1	S24-1	1	S24. 12. 23 却下				
2	S25-1	1・4	S25. 7. 3 一部救済	S25. 7. 20 申立て S25. 9. 16 命令取消			
3	S25-3	2・4	S25. 11. 1 棄却				
4	S28-3	1・3	S30. 6. 23 却下	S30. 7. 31 申立て S30. 5. 23 和解取下			
5	S30-3	1・4	S30. 11. 21 全部救済		S30. 12. 19 提訴 S33. 9. 29 棄却		
6	S36-9	1	S39. 12. 25 棄却				
7	S39-4	2	S39. 11. 6 全部救済				
8	S40-3	1	S40. 12. 14 全部救済	S40. 12. 27 申立て S41. 6. 23 関与和解			
9	S41-1	1	S41. 5. 30 全部救済	S41. 6. 16 申立て S41. 12. 24 関与和解			
10	S41-3	2	S42. 4. 17 全部救済		S42. 5. 10 提訴 S44. 4. 4 棄却	S44. 4. 27 控訴 S46. 5. 25 棄却	S46. 6. 30 上告 S48. 10. 30 棄却
11	S41-4	2	S42. 2. 1 全部救済	S42. 2. 17 申立て S42. 6. 10 関与和解			
12	S41-5	1	S42. 11. 30 棄却				
13	S42-7	1・3	S44. 2. 26 一部救済	S44. 3. 12 申立て S45. 5. 16 棄却			
14	S43-11	1・3・4	S45. 3. 30 一部救済				
15	S45-5	3	S46. 6. 2 棄却				
16	S47-1	2	S49. 12. 2 一部救済				
17	S47-3	1・3	S49. 4. 23 一部救済	S49. 5. 17 申立て S51. 2. 5 自主和解			
18	S51-11	1	S51. 7. 26 全部救済				
19	S54-2	1・2・3	S55. 11. 8 一部救済		S55. 12. 3 提訴 S56. 7. 10 関与和解		
20	S61-1	1	S62. 12. 28 全部救済		S63. 1. 19 提訴 H1. 4. 28 関与和解		
21	S62-1	1・2	H2. 8. 2 一部救済	H2. 8. 13 申立て H3. 1. 28 取下			
22	S63-1	1・3	H2. 1. 11 一部救済		H2. 2. 26 提訴 H3. 6. 18 棄却	H3. 6. 26 控訴 H5. 6. 22 一部棄却	H5. 7. 7 上告 H7. 4. 14 一部取消

No.	事 番 号	7 条 号 該 当	命 令	再 審 査	行 政 事 件 訴 訟		
					地 裁	高 裁	最 高 裁
23	H2-1	1・3	H5.3.18 一部救済	H5.3.26 申立て H5.7.16 自主和解			
24	H4-1	1・2・3	H7.4.13 一部救済		H7.5.12 提訴 H11.10.6 和解取下		
	H5-2	1・3	// 棄却				
25	H5-1	1・3	H5.12.16 一部救済	H6.1.4 申立て H6.2.9 自主和解			
26	H5-3	1	H6.1.31 一部救済				
27	H6-1	1・2	H7.12.21 棄却				
28	H6-2	2・3	H7.12.21 棄却				
29	H6-3	1・2・3	H8.8.21 棄却	H8.9.4 申立て H9.9.12 和解			
30	H12-1	1・2	H13.3.15 一部救済	H13.4.4 申立て H13.12.17 和解			
31	H18-1	1・2・3	H19.3.15 棄却				
32	H19-1	2	H20.2.21 一部救済				
33	H20-1	1・3	H21.8.20 一部救済				
34	H23-1	1・2・3	H23.8.22 棄却				
35	H28-1	2	H29.2.2 一部救済				
36	H28-2	1・2	H30.1.19 一部救済	H30.2.5 申立て H30.12.17 和解			
37	H29-1	2	H30.3.16 棄却	H30.4.5 申立て			
38	H30-1	1・2・3	R元.11.12 一部救済				

8 個別労働紛争に関する労働相談 相談内容別件数表  
(平成13～令和元年度)

(単位：件)

区分	年度																													
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30												
実件数	69	46	92	73	78	73	82	110	196	198	212	201	225	423	436	339	356	401												
経営又は人事	22	20	32	17	16	18	21	35	51	56	50	55	51	169	178	117	123	140												
解雇	15	13	26	13	9	15	15	17	24	31	21	21	14	60	62	31	42	39												
配置転換、出向・転籍	4		2	1	1			1	2	1	4	4	9	14	21	6	9	19												
復職									1	2	2		1	2	1	1	1	4												
懲戒処分		5	1	1	2	1	1	4		3	3	3	2	7	11	4	2	5												
退職	2	1	2	2	2	2	4	11	20	13	18	22	22	64	69	65	56	71												
勤務延長、再雇用			1					1	1	1		1	1	2		1	1													
その他経営又は人事	1	1			2		1	1	3	5	2	4	2	20	14	9	12	2												
賃金等	21	14	18	24	25	16	26	17	66	43	54	44	46	91	112	88	92	70												
賃金未払	5	6	5	8	13	9	7	3	37	20	24	21	25	51	77	46	44	36												
賃金増額	1	1								1	1	2	1	1	1			1												
賃金減額	6	2	5	4	3		2	4	6	9	10	10	2	10	8	5	7	6												
一時金		1		1			1		4	2			2	1	4	5	8	3												
退職一時金	7	3	1	4	4	2	3	5	3	2	5	4	3	7	4	10	5	3												
解雇手当	1	1		2		3	1	1	6	1	5		2	3	2	1	4	7												
休業手当			1				2		1	2	1		2	5	2	3	5	3												
諸手当			3	4	4	2	5	3	2	1	3	2	4	3	5	6	5	3												
その他賃金	1		3	1	1		5	1	7	3	5	5	5	8	9	11	13	8												
年金(企業年金、厚生年金等)										2				2		1	1													
労働条件等	11	4	16	8	15	19	11	13	29	40	39	36	47	173	190	149	149	182												
労働契約	3	1	6	1	3	5	2	2	5	5	12	10	11	23	29	16	19	23												
労働時間			2		1	4	1	1	4	8	8	5	5	21	26	24	20	20												
休日・休暇			1		1		2	1	5				5	6	13	10	11	15												
年次有給休暇	2	1			1	2	2	5	4	15	8	3	6	33	38	33	33	39												
育児休業・介護休業	1								1				1	3	7	3	4	6												
時間外労働			1	1		1			1	2	1	3	3	27	17	16	16	22												
安全・衛生			1						1	1		1		3	2	4	5	3												
福利厚生制度																	1													
社会保険	1	1	2	3	3	1	1	2	1		4	8	6	23	23	14	14	11												
労働保険	3	1	2	1	2	4	1		3	5	5	2	5	26	26	20	11	25												
その他の労働条件等	1		1	2	4	2	2	2	4	4	1	4	5	8	9	9	15	18												
職場の人間関係	2	2	4	2	3	3	4	5	16	22	34	18	38	126	88	102	90	128												
セクハラ				1			1		3	1	5		2	7	3	7	6	5												
パワハラ・嫌がらせ	2	2	4	1	3	3	3	5	13	21	29	18	36	119	85	95	84	123												
その他	13	6	22	22	19	17	20	40	34	37	35	48	43	69	82	73	70	98												
その他	13	6	22	22	19	17	20	40	34	37	35	48	43	69	82	73	70	98												
計	69	46	92	73	78	73	82	110	196	198	212	201	225	628	650	529	524	618												

(単位：件)

区分	年度	
	元	計
実件数	450	4,060
経営又は人事	167	1,338
解雇	39	507
配置転換、出向・転籍	20	118
復職	1	16
懲戒処分	5	60
退職	96	542
勤務延長、再雇用	1	11
その他経営又は人事	5	84
賃金等	102	969
賃金未払	41	478
賃金増額	1	11
賃金減額	13	112
一時金	10	42
退職一時金	4	79
解雇手当	7	47
休業手当	6	33
諸手当	6	61
その他賃金	14	100
年金(企業年金、厚生年金等)		6
労働条件等	253	1,384
労働契約	29	205
労働時間	31	181
休日・休暇	12	82
年次有給休暇	64	289
育児休業・介護休業	4	30
時間外労働	39	150
安全・衛生	4	25
福利厚生制度	1	2
社会保険	17	135
労働保険	42	184
その他の労働条件等	10	101
職場の人間関係	142	829
セクハラ	9	50
パワハラ・嫌がらせ	133	779
その他	108	856
その他	108	856
計	772	5,376

(注) 平成26年度から、1件の相談で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分に計上している。

9 個別労働紛争に関するあっせん事件 新規申請内容別件数表  
(平成13～令和元年度)

(単位：件)

区分	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
実件数	7	7	9	12	5	11	15	19	38	25	20	24	15	20	14	8	8	5
解雇・退職強要・雇止め	4	3	5	10	1	6	11	9	5	10	3	4	3	11	7	2	5	2
配置転換、出向・転籍	2							1	2			1	1	1	1	2		
復職									1	1			1					
懲戒処分		2	2		1	1		4	1	1	3	1			2	2		
退職							1	1	2		1	2	4	5		2		1
勤務延長、再雇用												1						
その他経営又は人事										1	1			2				
賃金未払					1				4	2	4	4	2	2	2		1	
賃金増額	1											1			1			
賃金減額			1				1	1				3		1	1	1		
一時金															1	1		
退職一時金		2		1		1			3			1						
解雇手当				1		1	1	1	1	3	1	1	1					
休業手当							1		1		1					1		
諸手当			1			1												
その他賃金														1				
年金(企業年金・厚生年金等)																		
労働契約																		
労働時間																		
休日・休暇																		
年次有給休暇								1	15	1					1			
育児休業・介護休業																		
時間外労働																		
安全・衛生																		
福利厚生制度																		
社会保険												1		1				
労働保険																		
その他の労働条件等					1										1			
セクハラ											1			1				
パワハラ・嫌がらせ					1				1			1	3	3	3	5	3	2
その他						1		1	2	6	5	3		2	2			2
計	7	7	9	12	5	11	15	19	38	25	20	24	15	30	22	16	9	7

(単位：件)

区分	年度	
	元	計
実件数	5	267
解雇・退職強要・雇止め		101
配置転換、出向・転籍	1	12
復職		3
懲戒処分	1	21
退職		19
勤務延長、再雇用		1
その他経営又は人事	1	5
賃金未払	1	23
賃金増額		3
賃金減額	1	10
一時金		2
退職一時金		8
解雇手当		11
休業手当		4
諸手当	1	3
その他賃金		1
年金(企業年金・厚生年金等)		0
労働契約		0
労働時間		0
休日・休暇		0
年次有給休暇	1	19
育児休業・介護休業		0
時間外労働		0
安全・衛生		0
福利厚生制度		0
社会保険		2
労働保険		0
その他の労働条件等		2
セクハラ		2
パワハラ・嫌がらせ	3	25
その他	1	25
計	11	302

(注) 平成26年度申請分から、1件の申請で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分に計上している。



10 個別労働紛争に関するあっせん事件 処理区分表 (平成13～令和元年度)  
(単位：件)

区分		年度																		
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
終	結	不開始																		
		不参加	1		1	5	1	2	1	2	1	3	7	3	4	5	5	3	3	2
		打切	3	4	6	3	1	4	3	6	10	6	3	6	3	3	6	3	1	1
		取下	2			2			1		3	1	1	4				1		
		解決	1	2	2	2	4	4	4	18	23	14	11	8	9	14	2	2	3	2
		計	7	6	9	12	6	10	9	26	37	24	22	21	16	22	13	9	7	5
翌年度への繰越		0	1	1	1	0	1	7	0	1	2	0	3	2	0	1	0	1	1	

区分		年度	
		元	計
終	結	不開始	0
		不参加	51
		打切	76
		取下	15
		解決	125
		計	267
翌年度への繰越		0	

# 高知県労働委員会 CMテーマ曲

作詞 高知県労働委員会事務局

作曲 藤森 さな

♩ = 120

しよくばのなやみは こうちけん ろうどう いいん かい

Piano

*mf* *p* *mf* *f*

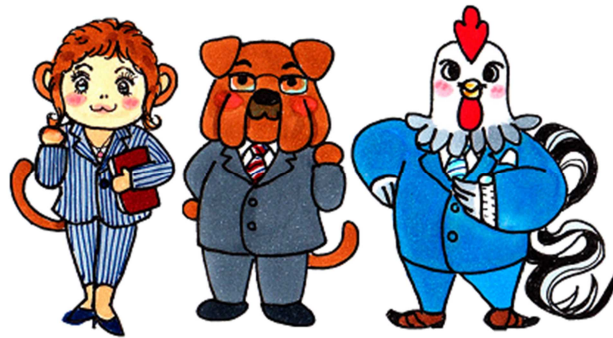
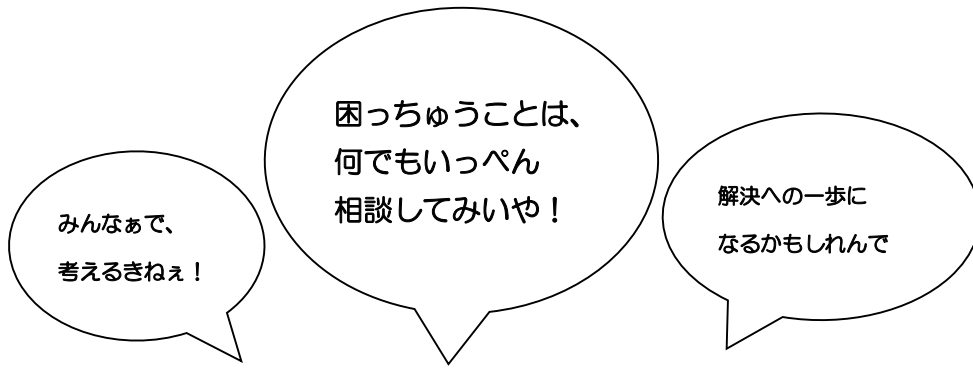
5

7

8va-----|

8va...|

(2020/2.14)



©eriko takezaki

職場の悩みは

高	知	県		
労	働	委	員	会